

官版

國法汎論

下帙

第四冊

四
一

明治六年刊行

イ、カ、ブルン、五リ著
從五位加藤和之諱

下帙第四冊

國法汎論

文部省

大審院文庫
和書門
才三番十八號
一都十一冊
才九号函入

下帙第四冊

國法汎論卷之七上 目錄

國家職務及真ノ政令

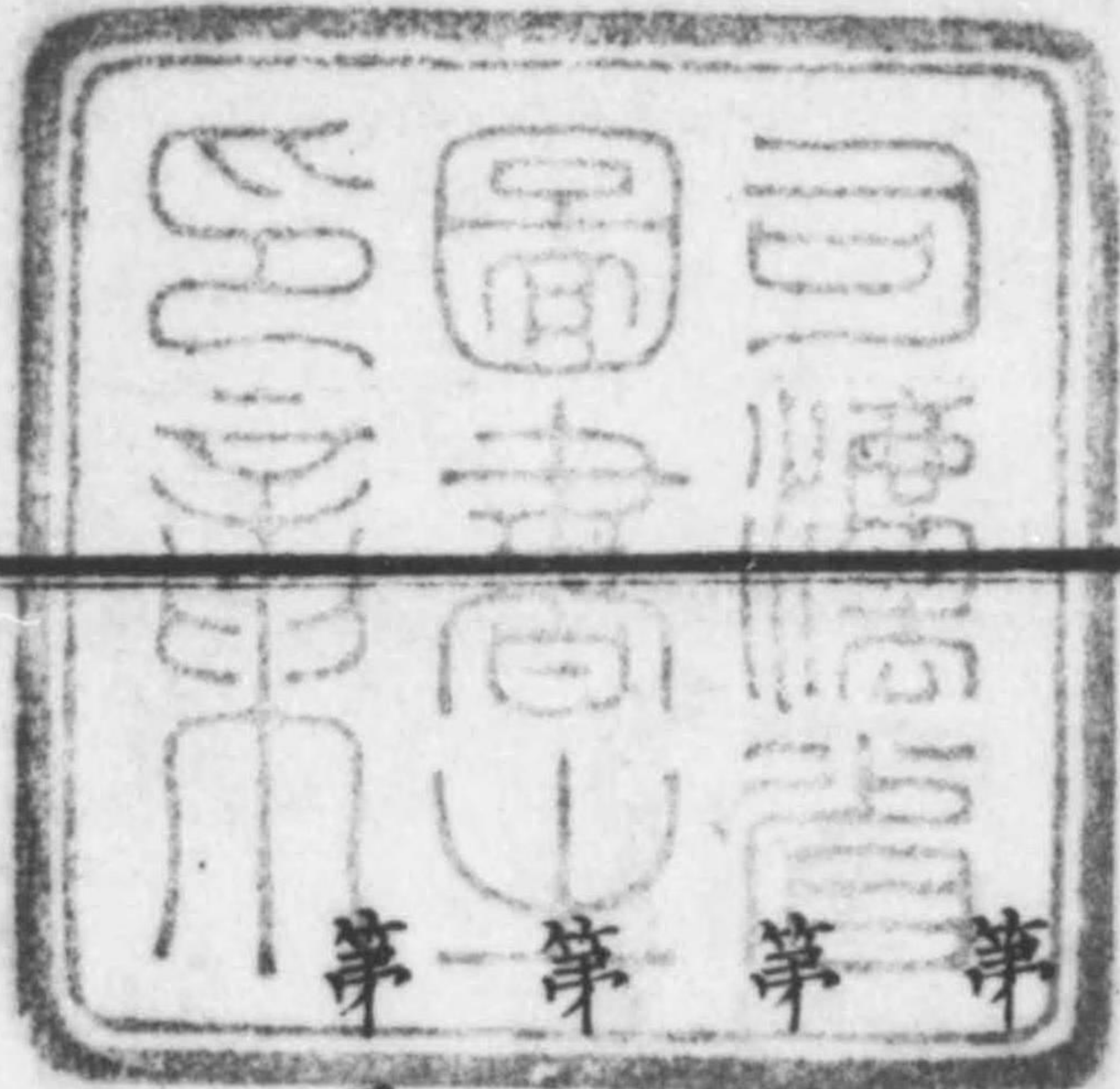
第一款 國家職務ノ品類及法ニ關セル性

第二款 國家官吏ノ任用

第三款 國家官吏ノ權利及義務

第四款 國家職務ノ止息

第五款 輔弼ノ官



國法汎論

上目錄

文部省

B200
B 2
1 b4

國法汎論卷之七上

瑞士

イカブルンキリ著

加藤弘之譯



清印

國家ノ職務、
 一、ス
 二、タ
 三、ツ
 四、チ
 五、及、
 六、真ノ
 七、政令、
 八、ア
 九、リ
 十、ヘ
 十一、レ
 十二、ン

ル、
 一、ハ
 二、無
 三、レ
 四、ト、
 五、然
 六、リ
 七、ト
 八、雖
 九、ト
 十、立
 十一、法、
 十二、司
 十三、法、
 十四、施
 十五、政
 十六、等、
 十七、皆
 十八、政
 十九、令、
 二十、如
 二十一、キ
 二十二、ハ、
 二十三、直
 二十四、ニ
 二十五、サ

政令ヲ施ス
 政令ハ、獨、施
 政令ト區別
 權柄ト區別
 權柄ト區別

第一款

國家職務ノ品類、
 一、ア
 二、ル
 三、及、
 四、法ニ
 五、關セ

性、
 一、按
 二、國
 三、家
 四、職
 五、務
 六、ノ
 七、性
 八、ニ
 九、二
 十、品
 十一、ア
 十二、リ、
 十三、ハ、
 十四、者
 十五、ト、
 十六、是
 十七、ニ
 十八、關
 十九、セ
 二十、ル
 二十一、性
 二十二、ヲ
 二十三、論
 二十四、ス、
 二十五、道
 二十六、ニ
 二十七、於
 二十八、テ

科セル性ハ、専ラ道義學ノ論スル所ナリ、

〔第二〕國家職務ナル稱ノ真義、全ク開明セシハ、實ニ近今國家ノ真理始テ開明セレニ由ルナリ、故ニ中古ノ世ニ於テハ、國家職務中ニ、私法ノ意ヲ混交シ、又其後ニ至リテハ、君權無限ノ意モ、共ニ之ニ錯交シテ、其公正ナル所以ヲ褻瀆シタリキ、凡ソ國家職務ト云ヘル言辭ハ、以テ能ク二義ヲ徴スルニ足レリ、即チ其一ハ、國家元首ノ特任ヲ以テ、公事ヲ掌ルノ義、其二ハ、國家ノ為ニ、公事ヲ掌ルノ義ナリ、故ニ此ノ如キ特任ヲ膺レ、以テ國家

ノ為ニ、其權ヲ施行スル者ニアラサレハ、決シテ、國家官吏ギス子イト稱ス可ラス、[○]

〔按〕國家職務ト云ヘル語言ハ、本文論スルカ如キ二義ヲ掲徴スルカ故ニ、此ニ義中其一ヲ缺ク者ハ、國家ノ職務ト目スルヲ得ス、故ニ縱令、國事ヲ掌ルモ、特ニ君主ノ委任ヲ受ケザル者、及ヒ君主ノ委任ヲ受クルモ、亦國事ヲ掌ラサル者等ハ、決シテ國家官吏ト稱ス可ラス、此論詳ニブルンキリ氏ノ國家學韻府未タ詳本ナリ、國家職務ノ部ニ見ユ、

是故ニ立法府ノ議員、州會ノ議員、プロヒンチア及グスラル子、〔按〕卷之六、第十七款、〔口〕ニ出ツ、〔按〕詳ハ勿論、其他邑官、ベアマインデアドホカイト〔按〕判所
ニ於テ、原告人、被告人ニ代リテ、辨論スル官及ヒ
ナリ、詳ナルトハ、卷之八ニ就テ、看ル可シ、
王室ノ私臣等ニ至テモ、通例國家官吏ト稱ス可
ラス、且、國事ト神事ヲ、全ク分別セル國ニ於テハ、
ビシフパルレル、〔按〕共ニ神等モ亦、決レテ國家ノ
官吏ニアラス、凡、以上諸官吏ニ於テハ、或ハ公事
ヲ掌ルモ、全ク君主ヨリ、其職掌ヲ受ケス、或ハ其
職務、國家ノ事上ニ、關係ナケレハナリ、

〔第二〕國家職務ノ品類異ナルニ隨テ、各其職官ヲ

リ、故ニ國家ノ各職官ハ、則國家全體ノ部分ニシ
テ、皆固ヨリ各殊ノ職務ヲ掌ル權有リ、是ヲ以テ、
各職官皆之ニ充ツル所ノ官負アリテ、必、其意見
ヲ以テ、其職務ヲ行フヲ要ス、但、權勢ニ至テハ、限
制スル所ナキニアラス、○是故ニ國家官吏ト泛
稱スルキハ、必、國家元首ヨリ寄托セラレタル職
掌ヲ、自己ノ意思ヲ以テ、施行レ得ル者ヲ指目ス、
去レモ、真ニ國家官吏ト稱スヘキハ、君主ヨリ制
馭ノ權ヲ、オブリグワルトト、ト、寄托セラレテ、之ヲ施

行スル者ヲ云フ、之、其餘ニ至テハ、絶テ國家ノ
權柄ヲ、負荷スル者ニアラス、唯教育、或ハ經濟等、
其他諸務ノ分課ヲ授托セラレタル者ト云フヘ
シ、是故ニ此等ノ官吏ハ、適當セル古語ヲ以テ之
ヲ目セハ、唯公務官吏ト稱ス可キ
ノミ、

例ヘハ公學ノ博士、ソプロハ教官、レハ公病院ノ督
務、トレハ警官、ツアル及、公務警官、ト、〔按〕横死者ノ屍
體ヲ檢査スルヲ掌ル警官、及ヒ衣食住等、其他總
テ一般檢査ノ健康ニ利害アル者ヲ、檢査スルヲ掌ル
ヲ醫官等、公務建築官ス、タ、リ、ツ、イ、ン、ゲ、ニ、オ、イ、ル、〔按〕
公屬ノ堤防橋梁等ノ建築ヲ

官、レ等、其他出納官、ル、レ官地稅官、ド、メ、ル、テ、ハ、
如キ財務官吏等ハ、皆公務官吏ナリ、
真ノ國家官吏中ニ就テ、又政官、レ、ギ、ア、ル、ン、グ、法
官ベ、ア、ス、チ、ツ、ノ、別、ア、リ、乃、チ、政、官、ナ、ル、者、ハ、實、ニ、政、令
ノ權ヲ施行スル者ナリ、故ニ其職掌内ニ於テ、公
利公益ニ緊要ナルヲハ、必命令指揮シ、以テ之ヲ
舉行スル權アリ、但是等ノ一ヲ為スニ於テ、敢テ
專斷スル能ハス、必上官ノ命ヲ俟サルヲ得サル
ナリ、○然ルニ法官ハ之ニ反シ、敢テ自己ノ意見
ヲ以テ、公利公益ニ緊要ナルト否トヲ考定スル

ヲ得ス、既ニ規定セル現存ノ法ヲ司守シ、獨之ニ由リテ、審判裁斷スルヲ得ルノミ、但此事ヲ行フニ就テハ、敢テ政府ノ命令指揮ニ束縛セラレ、ヲ要セス、專ラ自己ノ知識ヲ用ヒテ可ナリ、是故ニ常規ニ由テ、之ヲ論スレハ、政官ハ、專ラ自由ニ處分スル者ト云フ可ク、法官ハ、專ラ法制ヲ謹守シテ、處分スル者ト云フ可シ、

第三以上政官法官ノ外、猶一種補助官吏ソクアツクアンゲステルテ、又ト稱スル者アリ、此官吏モ、亦決シテ國家ノ官吏ニアラスト云フ可ラス、然レモ

其素性タル、真ノ職官アル者ニアラス、故ニ亦職權ヲ有セス、尚且獨立セル職掌ヲ有セス、唯上官ニ隨屬シテ、其補助ヲ為スノミ、則史官カニシト諸公局ノ監督アツクセシハ、イニ、カヘン院等ノ監督ヘ、アリンスタルト、總公學校、公病督ナリ、監財務補助官ヒナシ等是ナリ、○是等諸官吏モ亦、公務ヲ處分スルヲ以テ、猶僅ニ心思ニ係レル職掌有リ、是ヲ以テ之ヲ國家官吏ノ部ニ列セサルヲ得サルナリ、然ルニ又職務上ニ於テ、自己ノ心思ヲ勞スルヲ須ヒス、唯上官ノ吩咐ニノミ、承奉スルカ如キ、卑官ニ至リテハ、縱令國

家ノ為ニ、必要ナル者ト雖、決シテ國家官吏ト稱スルニ足ラス、則、使丁、イ、ラカ守門卒、イ、ボル學校輕卒、イ、ベ裁判局輕卒、イ、ロイツベル及、イ、グ邏卒、イ、ダ等、即、是、ナリ、故ニ此輩ハ、唯國家ノ奴僕ツスベク、イ、テト稱ス可シ、是ヲ以テ此輩ノ國家ニ對セル權利ニ於テハ、國家官吏ノ國家ニ對セル權利ト同一ニ、國法ヲ以テ論ス可ラス、唯私法ノ使役合約イ、ゲハ、イ、ルダラストノ規律ニ從テ、論ス可シ、

〔第四〕國家官吏ノ中、復文官、イ、チヒ武官イ、ルニ別アリ、此區別ハ、素羅馬帝イ、ココンスタンチ

ン、デ、ゴローセ、イ、紀元二百七十四年ニ生時ニ於テ、判然創立セシ者ニシテ、今猶全ク存ス、○但、武官ノ中ニ於テハ、獨將校イ、オノ、イ、ヒ國家官吏ト稱ス可シ、兵卒、イ、ソルダノ如キニ至テハ、決シテ國家官吏ト云フニ足ラス、何者、既令ヲ司ル者ハ、獨將校ノミニシテ、兵卒ハ之ニ預ラス、必竟兵卒ノ兵役ニ從事スルノ義ハ、或ハ國民タル者、悉皆兵役ニ從事ス可キノ義務アルニ出テ、或ハ私法ノ規律ヲ以テ、僱役セラル、ニ由ルヲ以テナリ、○武官ノ文官ト相異ナル所以ハ、殊ニ其規律嚴肅

ヲ主トシテ、唯命是レ奉セサル可ラサルノ法アルト、及其職タル、實ニ自ラ處分スルノ權アラスレテ、殆唯其命セラル、所ヲ奉行スルト、此二件ニ在リ、

〔第五〕在昔或ハ國家官吏ノ國家ニ對セル權利ヲ取テ、合約ヲ結フ所ノ、私法規律ニ相同レカル可シト、説ク者アリレト雖モ、其理決シテ此ノ如クナラス、真ニ國法ノ規律ニ出ル者ナリ、是故ニマ
ンダート、(按) 甲乙二人互ニ合約シ、甲某事ヲ以テ、
 乙ニ委託スルノ文書ヲ具ス、之ヲマシ
 受ルカ為ニアラサス、唯其榮譽ヲ為ス、決シテ為スナ

リ、或ハ卑賤ナル備役合約ザインストニニ、
 約ノ理ヲ以テ、國家職官ヲ論スルカ如キハ、大ナル謬ト云フヘシ、抑、國家職官ノ授任罷黜、及奉職等ノ一、一モマシンダート若クハ備役合約ノ理ニ合スル者ナシ、

凡、國家職官ハ、國家タル者、公事ノ為ニ、其意見ヲ以テ授任スル者ナリ、而シテ之ヲ授任宣言ンスルテクルレト、ト號ス、但、儘之ヲ別種憲法ニスベキルゲキト稱スルモノアリト雖モ、其語甚、安當ヲ缺ケハ、聽用ス可ラス、何者、授任宣言ハ、通常立法院

ノ施行スル所ニアラス、君主國ニテハ、君主必之ヲ施行シ、民主國ニテハ、儘又民選ニ出レハナリ、○或ハ外國人ヲ、國家公事ノ為ニ、使役セント欲スル時ハ、預、其旨ヲ本人ニ示シ、其唯諾ヲ得、相約シ、然後ニ公然之ニ職務ヲ授與スト雖モ、國家敢テ之ヲ外國人ニ請願スト云フ可ラス、國家ハ必、外國人ノ上ニ在リテ、專ラ其意見ヲ以テ、外國人ニ職務ヲ授與スル者ナリ、是故ニ時アリテ、右合約ヲ為セレ後、若、國家其約ヲ破リ、外國人ニ職務ヲ授與ヒサルコトアリモ、外國人其違約ヲ、私法ニ

因テ、法院ニ訴フルコト能ハス、縱令之ヲ訴フルモ、法院亦之ヲ國家ニ責メテ、決シテ此合約ヲ遂ケレムルノ權ナレ、但、國家此ノ如キ合約ニ背クノ故ヲ以テ、外國人全ク私法ノ規律ニ屬シタル償金ヲ、交受スルコトハ許ス可シ、〔按例ハ外國人ヲ、約レテ、國家遂ニ此約ヲ破リタルハ、外國人政府ヨリ償金ヲ取ルハ、當然ノコトナリ、〕國家職官ノ真ニ國家職官タル所以ハ、其職分タル、素、國家ノ為ニ設クル所ニシテ、全ク公事ニ係リ、且、其活動宛モ有機體ノ活動ニ相同シキニ在リ、○故ニ總テ職官ナル者ハ、國家ノ生濟ニ於テ、

必需ナルヲ以テ、其榮養ノ為ニ設ル者ナリ、決レテ職官ヲ荷フ人ノ為ニ、設クル者ニアラス、○是故ニ唯私人ヲ利スルカ為ニ、職官ヲ與ヘ、或ハ職官ヲ以テ、私事ヲ營ムノ具ト為スカ如キハ、大ニ不可ナリ、中古ノ時、各國ニ於テ、此ノ如キ事數行ハレ、且、輓近ニ至リテモ、佛國ニ於テ、尚此ノ如キ事行ハレレハ、必竟國家ノ真理、未全ク開明セサルヲ以テ、國法猶私法ノ為ニ束縛セラレ、其能力ヲ全伸スル能ハサリシニ坐スルナリ、

⊙〔按〕有機體ハ、即、活物ナリ、活物ナル者ハ、各

精神體軀アリテ、精神自ラ能ク活動シ、亦能ク體軀ヲ活動セレム、金石土塊等ノ無機體、或ハ人造器械等ノ、自ラ活動スル能ハサルカ如キニアラス、茲ニ國家職官活動ノ力ヲ以テ、有機體ノ活動ニ比スルハ、國家職官タル者ハ、唯國家元首ノ命ノニ奉承スルニアラス、必ヤ自己ノ意見ニ隨テ、謀畫區處シ、自ラ其責ヲ盡スヲ以テナリ、

職官ニ附加スル所ノ俸祿ゾベソグ、ノ如キハ、實ニ私法ノ理ニ出ル者ナリ、故ニ俸祿ノ有無、職官タ

ルノ理ニ於テ、決シテ利害アルトナシ、既ニ古来
俸祿ヲ附加セサル職官儘之アリ、然レ氏之カ為、
ニ、職官ノ理、少モ變ルトアラサリレハ、蓋職官俸
祿ノ有無ニ關セサルノ明證ナリ

第二款 國家官吏ノ任用ツヂルニ關スル事

〔第二〕近令ハ職官ヲ世襲スルノ風、止ミタレ氏、中
古ノ世ニハ、歐洲各國共ニ、世襲ノ職官多ク、子々
孫々同官ヲ繼襲セシ故ヲ以テ、其威權殆ト王侯ノ

如クナルニ至リテ、遂ニ國家ノ一致、及、序次ヲ害
シタリキ、元來職官ヲ負荷スル所ノ人ハ、能ク其
任ニ堪ヘ、其責ニ任スルノ器ヲ備フル事甚緊要
ナリ、然ルニ能ク其任ニ堪ヘ、其責ニ任スルノ器
ハ、子々孫々決シテ能ク世傳スル所ニアラスレ
テ、唯其人ニ存スル者ナリ、是故ニ職官ヲ世襲ス
ルノ法ハ、人材ヲ得ルノ法ニアラス、却テ人材薦
舉ノ道ヲ梗塞スル者ニシテ、國家ニ害アル鮮カ
ラス、

但シ近令ト雖、氏、全ク世襲ノ官ナキニハアラス、

去レ氏多クハ唯其人ニ榮譽ヲ與フルカ為ニ授
クル者ニシテ決レテ職掌アル官ニアラサレハ
殆有名無實ノ者ナリ例ハ王室ノ世襲職官ル
グ、ホフ、ノ如キ是ナリ、（選）貴族等ニ榮譽ヲ與フル
アムト、ノ如キ是ナリ、カ為ニ、皇國ノ侍從等ニ
類セル官ヲ授ケテ世襲セシムル國アリ、去レ氏實
ニ其職ヲ奉スルニアラス、唯威典祭儀等ノ時其
席ニ列スル
ノミナナリ

〔第二〕古時ノ民主國ニ於テハ、職官授任ノ期限ヲ
定メテ、僅ニ數年間ト為スノ法、徧ク流行シ、而シ
テ或ハ再任ヲ許シ、或ハ再任ヲ許サ、ルモアリ
キ、方今ノ民主國ニ於テモ亦、此ノ如キ授任期限

ヲ定ムル職官アリ、殊ニ瑞士國ニ於テ此法ヲ用
ス、○邑官デゲアマイト、ノ如キハ、固ヨリ大ニ才力ノ
鍛練ヲ要スルト甚、罕ナレハ、右ノ如ク授任ノ期
限ヲ定ムト雖、事ニ就テ甚、妨ナレ、去レ氏國家官
吏ノ如キハ、實ニ積年累月、其職ニ鍛練習熟セサ
ル可カラズ、而シテ近今萬事學術ヲ要スル世ニ
方リテハ、此事最モ緊要ナレハ、右ノ如ク授任ノ
期限ヲ定ムルカ如キハ、施政上實ニ大害アリ、凡
此ノ如キ期限ヲ立テタル國ニ於テハ、其弊ノ赴
ク所各人自己ノ榮利ヲ求メント欲シ、比朋黨與

其志ヲ達セント欲シ、皆相争軌シテ、國家ノ職官
 ヲ得ルヲ願フカ故ニ、官吏ノ交換スルヲ、頻數ニ
 シテ、且、之カ為ニ、國家ノ存在ヲ傷ヒ、其安寧ヲ破
 リ、遂ニ職官ノ遠大ナル能力ヲ損壞スル、甚、甚、甚、カ
 ラスレテ、其國家ニ害アルヤ、實ニ大ナリ、是故ニ
 授任ノ期限ヲ立ルノ法ハ、其任ニ適セサル官吏
 ヲ罷メ、若クハ民人ノ信ヲ失ヘル有司ヲ黜ク、實
 ニ其責ニ任スヘキ英材ヲ舉テ、之ニ代ハラシム
 ルニハ、頗ル利アレド、此利ハ上ニ論スル所、人諸
 弊害ヲ償フニハ足ラサルナリ、○但、貴族政治リア

ラストカノ國ニテハ、萬事恒常ヲ守リ、且、適度ヲ失
 ハサルヲ好ムノ風行ハル、カ故ニ、此ノ如ク、職
 官授任ノ期限ヲ立ルモ、甚、甚、害ナレトイヘド、民人
 政治ヲテモカノ國ハ、全ク之ニ反レテ、素、官吏ノ交
 換ヲ好テ、職官授任ノ短キヲ欲スルノ僻アルカ
 故ニ、此ノ如キ制度ハ實ニ害アリ、加之、此ノ如キ
 制度アルキハ、知能ノ士ハ、寧、他業ヲ撰ムモ、敢テ
 仕官ヲ潔トセサルニ至ルカ故、國家人材ヲ得ル
 事甚、難ク、且、議論屢、變遷スルカ為ニ、確乎タル條
 理立、スレテ、遂ニ知能ノ士ヲ驅除スルノ弊害アリ

リ、甚恐ルヘシ、

〔第三〕職官ノ授任ヲ應諾スルト否トハ、本人ノ自由ニ任スルコト當然ニシテ、既ニ一般ノ通則トナレリ、但、國家ノ職務タル、素國家ト本人トハ、合約ニ出ルヲ以テ、故ニアラス、元來人ノ精神才智ノ上ニ係レル職務ヲ、他人ヨリ強逼シテ、奉セシメント欲スルモ、決レテ得ヘキニアラス、且、縱令本人自ラ之ヲ奉スルモ、唯勢己ムヲ得サルニ出ルキハ、決レテ功益ヲアル可キニアラス、唯實ニ本人自ラ好テ、其職官ヲ應諾セル時ノ、又好テ

能ク勉勵スヘキヲ以テナリ、加之、政府其臣民ヲシテ、國家ノ為、特別ニ勞苦セシムルノ理モ、亦決シテアラサレハナリ、○此規律ハ、方今君主民主ノ各國ニ於テ、共ニ皆從用ス

但、國家ノ職官トイヘバ、殆、邑官ニ類スル者、若クハ邑官ト相關涉スル者ニ至リテハ、此例ヲ以テ論ス可ラサル者アリ、蓋、是等官吏ハ、其才能ヲ要スルコト甚少ク、且ツ其人數ハ甚、許多ヲ要スルカ故ニ、其職務ハ、凡、臣民、悉皆當然盡スヘキ職務ト同一理ナリト視做レテ、全ク本人ノ自由ニ任セ

サルトト為セシナリ、

〔第四〕國家ノ職官ニ適應スヘキ人材ヲ、考試スル
 ノ方法ニ於テハ、獨乙ノ任官規制ニベアムテハ、
 殊ニ嚴密ニシテ、實ニ官試スタフツグニ於テ、及
 第セレ者ニアラサレハ、任用スルヲナシ、蓋此規
 律ノ善良ナルヲハ、敢テ疑フ可ラス、他各國ニ於
 テ、官吏ヲ選任スルニ、必、求官生カニヂダト即
 者ナノ考試簿ニ由ルヲ要セサルカ如キ比ニア
 ラス、○官試法アルハ、既ニ學術習熟ヲ經テ、能
 ク其任ニ適ス、キ者ニラサレハ、任用セラル

ルヲナク、且、又在廷ノ官吏、動モスレハ其比朋黨
 與ニ脅サレ、及、王室ノ為ニ欺カレ、漫ニ事ヲ誤ル
 カ如キ、弊害決レテ生スルヲナク、其他少年ニシ
 テ有志ノ徒、專ラ學習ヲ以テ、就官ノ正路ト為シ、
 決レテ僥倖ヲ得ニト欲スル者ナク、尚且、不學無
 識者等、浪リニ就官ノ志ヲ起スカ如キ弊害モ亦、
 決レテアルヲナレ、○然、此徒ニ此法ノミヲ株守
 スルハ、甚、不可ナリ、時アリテハ、儘此法ニ由ラサ
 ルヲモ無ル可ラス、凡、外國人ヲ任用セシト欲ス
 ルニ方リテ、官試ヲ要セスト雖、其材能顯然タ

ル時ハ勿論、縱令國人ト雖、實ニ賢俊ノ徒ヲ舉
 ル時ニ方リテハ、敢テ考試ヲ用フ可ラス、蓋天性
 聰敏ノ徒ハ、縱令學習ノ常規ヲ踏マサルモ、儘大
 ニ有為ノ才能ヲ顯スコトアリ、然ルヲ唯學習ノ常
 規ヲ踏マサルノ故ヲ以テ、徒ラニ之ヲ任用セサ
 ルハ、實ニ政府ノ迷誤ニアラスマヤ、例ハハニス
 テル、及、スターツライト憲議政等ノ如キ、當路輔
 官ノ才能ヲ要スル官、及、大學博士ソロハ、如、等、
 學識ノ廣博ヲ要スル官ニ、任用スヘキ人物ニ於
 クルカ如キ、即、是、ナリ、但、此ノ如キ規律外ノ事ヲ

行フニ當リテハ、是ニ由リ或ハ遂ニ規律ヲ傷害
 スルノ患、全クアラストハ云フ可ラス、然レ能ク
 着意レテ此事ヲ為セハ、此患ヲ防ク、亦甚難キニ
 アラス、
 右論スルカ如ク、獨乙ノ法ハ、大ニ他各國ノ法ニ
 優リテ、良善ト稱ス可レ、然レ弊害モ亦之ニ加ハ
 リテ、動モスレハ、其佳好ノ葉實ヲ損敗スルコトナ
 キニアラス、弊害トハ何ソヤ、獨乙ニテハ、始テ求
 官生ヲ官ニ莅任レ、或ハ既ニ官ニ就ケル者ヲ、猶
 高官ニ登用スル等、多クハ唯從來勤仕セル年數

ノ多少ニ拘リテ、專ラ其材能ヲ論セサルヲ云フ
 ナリ、○凡、天性敏捷ナル者、數年間、卑官ニ在リテ、
 催エニ類セル賤役ヲ為スルハ、遂ニ是ニ由テ、其
 英氣疲倦挫摧レ、全ク天性ヲ耗スルニ至ル可シ、
 故ニ數年ノ後、始テ擢ンテ、高官ニ用ヒラレ、重職
 ヲ委托セララル、既ニ疲倦挫摧セル衰叟、豈能
 ク國家ノ用ヲ為スニ足ル可ケンヤ、○但、此弊害
 タル、素ト任官規制ノ惡レキカ為、ニ生レタルニ
 ハアラス、全ク官吏權ヲ專ラニスルノ惡習ヨリ
 生レテ、漸ク增益レタルニ由ルナリ、

○〔按〕始テ官ニ任用スルニ、從來勤仕セル年
 數ノ多少ヲ以テスルト云ヘル、甚、解ス可
 ラス、去レ既ニ考試ヲ受ケ、未、官ニ就カサル
 時、姑ク試補トナリテ、其職掌ヲ試習スル
 アリ、蓋、此試習ノ年數ヲ云フ歟、

考試ノ方、通常分テ二次トス、乃其一次ノ考試ハ、
 全ク大學ノ業課ヲ卒タル後ニ施ス者ニシテ、之
 ヲ學事考試トオレフニシテ、ト云フ、即、博士之ヲ掌
 ナリ、凡、此考試ニ於テハ、考試ヲ為ス者モ亦考試
 ヲ受ル者モ、共ニ其材能ニ適セル事ヲ為スカ故

ニ其宜レキヲ得ルヲ決シテ他方法ノ及フヘキ
 ニアラス、且此考試ノ方法良善ナルキハ、風教自
 ラ後來大學生徒ノ志ヲ獎勵スル、甚勲カラスト
 ス、其二次ノ考試ハ、即實事ノ考試
 〔按〕財務ノ官ニ任用セシムル者ハ、財務ノ實
 際ヲ考試シ、外務ノ官ニ任用セシムル者ハ、
 外務ノ實際ヲ考ト稱ス、○凡、求官生ナル者、必、法
 科及政科共ニ、其大要ヲ研究セサル可ラサルハ、
 固ヨリ論ヲ俟タス、去レ一人ニレテ、法政諸科ヲ
 併セ研究シテ、法政ノ二官ヲ兼攝スルニ堪ユル
 者ハ、世上殆、罕ナルヲ以テ、求官生ノ自ラ好ム所

ニ隨ヒ、一科ニ就テ、或ハ專ラ法科ヲ修メレム、或
 ハ專ラ政科ヲ講セシムルヲ、甚、緊要ナリ、然ルニ
 求官生ヲシテ、漫ニ數科ヲ學テ、徒ラニ廣博ニ涉
 ラレメント欲スルハ、却テ其好ム所ノ一科ヲ專
 修セント欲スルノ志ヲ挫折シテ、遂ニ其材能ノ
 發達ヲ妨害スルナリ、然ルニ獨乙ノ考試ハ、必、真
 ノ法學アイゲント云フキハ、國法列國法ヲ始、民法、
 訴訟法、治罪法、刑法、商法、其他理財學等ヲ、總稱ス
 トイハ、其中心ニ就テ、國法学及理財學ヲ除テ、其
 餘ノ者ヲ真ノ法ヲ考試スルヲ主トシテ、國法學
 理財學エナコノオナリ、等ノ優劣ニ注意スルヲ、甚、

少レ、蓋獨乙考試法ノ宿弊ナリ、
卑賤ナル官吏ヲ任用スルニハ、敢テ官試ヲ要セ
ス、只管預實地ニ練熟シ、殊ニハ唯記録ヲ掌ルニ
堪ユレハ、乃可ナリ、
他各國ニ於テ用ユル所ノ任官規制ハ、獨乙ノ如
ク確實ナラス、又整備セズ、故ニ立憲君主國、及民
主國共ニ、動モスレハ朋黨相引クノ風盛ナルカ
故ニ、大臣或ハ權臣ノ黨與首長等ト、治體ニ於テ、
志ヲ同ウスル者、若クハ其寵遇ヲ受ル者ハ、未嘗
テ學業ヲ研究セズ、未嘗テ實際ニ練磨セストイ

ヘ氏、頗ニ能ク任用セラレ、又既ニ學業ヲ研究シ、
復能ク實際ニ練磨シテ、頗ル任ニ堪ユヘキ者ト
雖氏、大臣若クハ權臣ノ黨與首長ノ、同志寵者ニ
アラサレハ、決シテ任用セラレサルノ弊アリ、
○政令ノ處置ニ就テ、多黨相分レ、互ニ相争フ時
ニ於テ、政府其權力ニ損害ナキヲ欲セハ、必政府
ト志ヲ共ニシ、論ヲ同ウスル者ヲ舉テ、之ヲ任用
スルヲ、殊ニ緊要ナリ、去レモ同朋相引クノ勢甚盛
ニシテ、大臣等好惡愛憎ヲ恣ニシ、偏ニ同志寵者
ノミヲ舉ルキハ、遂ニ國家ノ職務、其本意ヲ失ヒ、

且、明黨常ニ相争フカ為、ニ、政令ノ目的全ク動亂
スルニ至ルハ必然ナリ、

○英國ニ於テ、學識才能共ニ乏レキ徒、權威盛
ナル巴カ門議員ノ庇護ヲ以テ、官ニ任用セラ
レレテ、屢之アリ、凡、自修セルムコト、ハヲ許ス
ノ法ハ、政府ノ事務ヲ減スルニ足ルテ、辨ヲ俟
ス、去レ、猶政府ノ掌中ニ存セル事務ヲ、恰好ニ
掌ルカ為、ニ、要スル所ノ學識才能ヲ減スルニ
ハ、未足ラサルナリ、○

○〔按〕本文云フ所英國ニテハ、專、自修ノヲ行

ハル、故ニ民ノ私事ハ、大抵民ニ任セラ、政府
之ニ關セサルノ法ナリ、故ニ政府ノ事務甚、
減省スルハ、他各國ノ比スヘキニアラス、去
レ、猶政府ノ掌中ニ存セル事務ヲ、恰好ニ掌
ルカ為、ニハ、官吏タル者、必、其學識才能ヲ具
セサル可ラサルテ、決レテ復他各國ト異ナル
テアラス、然ルニ尚右ノ如ク、其任ニ堪ヘサ
ル者ヲ任用スルテアルハ、甚、怪レムヘキト
ナリト云フノ意ナリ、

但、法官ノ任用ニ就テハ、各國共ニ良善ノ法ヲ用

フ、今時ニ在リテハ、法官ハ必、法學ニ熟達セル者
 ニアラサレハ、決シテ其職務ニ従事スル能ハサ
 ル、明^カナルヲ以テ、各國共ニ、政官ノ任用ニ於ケ
 ルカ如キ、妄舉ヲ為ス^トハシ、

〔第五〕官吏ハ、能ク任ニ堪ユルノ器ヲ備フル^ト、最
 モ緊要ナリ、然ルニ能ク任ニ堪ユヘキ人物ヲ、概
 シテ一種屬中ニ求メント欲スルモ、決シテ得可
 キニ非ス、是故ニ輒近各國ノ開化大ニ進歩セシ
 ヲリ、唯名族貴戚ノミニ舉ケテ、官吏ト為スノ法
 ヲ廢レ、而^テ國家ノ臣民タル者ハ、尊卑ノ論トク

悉皆官ニ任レ得ヘキ路ヲ開キタリ、

〔第六〕求官生タル者、自ラ好テプラクチカント、レ

ヘレンダール、及^ヒアウフクテトール （選共ニ試補ノ官等）

トナリテ、政府及^{シテ}法院ニ入り、其補助ヲ為ス^ヲ願
 フキハ、之ヲ許ス^ト、當然ニレテ、即^チ獨乙國固有ノ

法ナリ、而^{シテ}之ヲ試験時^ノア^リト^ト稱ス、○求官生

學業ノ考試既ニ了ルキハ、則^チ試補トナリテ、實地

ノ試験ヲ經、以テ實際ノ考試、及^{シテ}任官ノ預塗ヲト

ルナリ、此法アルカ故ニ、求官生タル者、能ク實地

ニ通曉練達^ト、且^ツ能ク其任ニ堪ユヘキト否^ト、

トモ、益、瞭然トキルナリ、○去、モ徒、ニ此考試法ノ
 順序ヲ逐フノミヲ責、テ、專ラ此事ニ拘泥スルキ
 ハ、又自ラ一種書記官ノ風、（此所謂官威ニ流行ス
 貞風ナリ）ルニ至リ、其弊遂ニ官吏安、ニ倨傲ヲ極ム、威權ヲ
 恣ニスルノ風習ヲ長スルニ流ル、但、試験時ヲ立
 ルノ良法ヲ廢セスレテ、此弊害ヲ除去スルヲ、甚
 難カラサル可キ、

〔第七〕何ノ時ヲ以テ任官ノ時期ト指定スヘキヤ
 ノ論、紛然トシテ一定シ難シ、去、モ既ニ論シタル
 カ如ク、任官ノ事ハ、元來國家タル者、專ラ其意思

ヲ以テ為ス者ニシテ、決シテ國家ト臣民トノ合
 約ニアラサルノ理ニ由テ、之ヲ考フレハ、政府其
 意思ヲ決定シテ、之ヲ告述スル時、即是、選任ノ旨
 ヲ録載シテ調印スル時ヲ以テ、任官ノ時期ト指
 定スヘキヲ、固ヨリ當然ト云フ可シ、故ニ官吏タ
 ル者ハ、是時ヨリ、私法ニ屬サル俸祿（按俸祿ノ私
 法ニ屬スル）
 款ノ未條ニ出ツ、ヲ得ヘキハ勿論、又其職官ニ屬
 セル權利ヲ受領スルヲ、緊要ナレハ、是亦其時ヨ
 リ受領スルノ權アルヘシ、○其後任官ノ宣告
 ト、一ヲ本人ニ付與シテ、實ニ之ヲ官ニ就カシム

ル等ノ一ハ、唯授任ノ餘業ナリ、決シテ之ヲ以テ、直ニ授任ト為ス可ラス、

第三款 國家官吏ノ權利、及義務、レフテ、ハ、

グ
ス
タ
リ
フ
ツ
ツ
ベ
ア
ム
テ
シ
ム

〔第一〕官吏ハ、必、職官ニ附屬セル公務ヲ掌ル權利

ヲ有ス、之ヲ稱シテコムベテシツ〔據〕職掌ノ權利ト云義

云フ、

此權利ハ、實ニ重要ノ者ニシテ、真ニ國法ニ屬スル者ナリ、故ニ此權利ハ、必、緊要ナル事ヲ施行ス

ルノ義務ト相抱合シテ、決シテ離ル、一ナシ、是ヲ以テ、官吏タル者、此權利ヲ施用スルト否トノ一ハ、敢テ官吏ノ自由ニ任ス可ラス、○且、此權利ハ、官吏ヲシテ、自ラ欲スル所ヲ為サシムルカ為ニ、與フル者ニアラス、唯公事ヲ奉行セシムル為ニ、與フル者ナリ、是故ニ官吏タル者、其職掌ノ權利、及事務ノ規律ヲ以テ、永ク其身ニ附著セル者ト為スヲ得ス、抑、此權利規律ハ、或ハ憲法ノ議定ニ出テ、或ハ上官ノ示令ニ出ル者ナリ、是故ニ憲法ヲ以テ、此權利規律ヲ改革スルキハ、官吏タル

者、縱令之ヲ欲セスト雖、敢テ之ヲ拒ムノ權ナク、且、從來職官ニ附属セサル職務人、又新ニ増加スルトアリ、亦敢テ之ヲ拒ムノ權ナシ、蓋、職官ハ、真ニ全ク國家ニ從屬スル者ナリ、故ニ官吏ノ權利義務モ、亦固ヨリ國家ニ從屬スル者ナリ、

〔第二〕官吏ハ、其職官ニ相應セル稱號、（按）職官ノ稱號、及、高官ノ榮譽ヲ示ス尊稱ヲ云、例ハ、大臣、參議、卿、輔、及、殿下、閣下等ノ如キ、及、品階（按）高卑諸官相ヲ得ルノ權利アリ、但、此權利ハ、全ク國法ニ屬スル者ニレテ、決レテ私權利ト云フ可ラス、

是故ニ憲法ヲ以テ、稱號品階ヲ改革スルハ、素ヨリ當然ノトニシテ、決シテ私法ノ區域ヲ侵セザル處分ト云フ可ラス、但、官吏其職ヲ退ケル後、猶故ノ如ク、稱號品階ヲ保有シ得ルトアリ、然ルキハ、則、此事退職セル者ノ私權利トナルナリ、（按）功勞官吏等ニハ、退職ノ後モ、猶稱號品階ヲ與ヘ置クトアリ、

〔第三〕官吏タル者、公務ノ為ニ消セシ費用、及、公事ノ為ニ受ケタル損失等、償還ヲ得ル權利ハ、唯官吏ノ私權利ト稱スヘキノミ、而テ俸祿アル官吏或ハ俸祿ナキ官吏共ニ、皆此權利ヲ有ス、

〔第四〕官吏其職務ヲ奉スルカ為ニ其償金〔按〕即俸
 ヲ求ムルハ、決レテ當然ノ理ニ出ルニアラス、此
 職官ニ俸祿ヲ附加シ、彼職官ニ俸祿ヲ附加セザ
 ル等ノトハ、全ク國家ノ自カラ定ムル所ナリ、而
 テ官吏俸祿アル職官ニ任シテ、俸祿ヲ得ルノ權
 利ハ、全ク私權利ニ屬スル者ナリ、何者、俸祿ナル
 者ハ、政府其金〔按〕金錢給與ノトハ、決レテ國法ニ關スル者
 者ニ給スレハナリ、
 但、俸祿ニハ、二個ノ本質アリ、既ニ獨乙各國ノ内、
 其國憲ニ於テ、明カニ品位祿、〔按〕品位祿、スタハルト、及職務祿

スタハルト、ノ別ヲ為セル國アリ、而テ品位祿ナ
 ル者ハ、即、官吏ヲシテ、其品位ニ相應セル營生ヲ
 為サシムルニ緊要ニシテ、且、官吏ノ學藝鍛練ヲ
 要スルキハ、此祿殊ニ致ク可ラサル者ト成ルナ
 リ、○職務祿ナル者ハ、全ク職務ヲ奉スルニ就テ、
 要スル所ノ費用、及、レプレヒエンタチオンスコス
 テン〔按〕政府ニ代リテ、為ス所ノ費用ト云フ義ニ
 多シ、為ニ設ル者ナリ、官吏若其職ヲ免サレ、其官
 ヲ退ケル時ニ於テ、此二祿ノ區別判然タル可シ、
 何者、官吏其職ヲ免サレ、其官ヲ退ケル後モ、或ハ

猶舊ニ依テ、品位祿ヲ得ルヲアリト雖、職務祿ヲ得ルノ權利ハ、免職ノ後、全ク熄滅スレハナリ、是故ニ品位祿ハ、殊ニ私權利ニ屬シ、職務祿ハ、職官及公務ニ密合スル者ナリ、○儘又謝金テスボル又例ヘハ、賈買、貸借等、官ノ證印ヲ得ル如キ者ニ於テ、私人ヨリ其事ヲ掌レルヲ得ル職官アリ、此謝金官吏ニ報ユル金ヲ云、ハ、即其官吏ノ別俸トナリ、而テ形貌ニ於テハ、必、職務祿ノ如ク然リ、又官吏ノ生計ニ便利ナラシメンカ為ニ、之ヲ本俸ニ合算スルキト雖、此理ハ亦變スルナシ、（註）例テハ本俸ハ、一年一十圓

後ナルルカ如キ之ヲ合シテ、一千五百圓ノ俸祿ト定ムルカ如キ本俸ニ合算スト云フナリ、○但此ノ如キ職官ノ職掌、唯公益ニ著眼シテ定ムル、全ク國家ノ權ニ在ルカ故ニ、又憲法ヲ以テ、右謝金ノ額ヲ定立シ、或ハ改革スル等ノヲアルハ、固ヨリ當然ナリ、而テ若シ謝金大ニ減少スルニ方リテ、憲法ヲ以テ俸祿ノ額ヲ適宜ニ増加スルハ、唯其事ノ良好處分ナルヲ以テナリ、故ニ縱令、國家此事ヲ為サ、ルモ、本人私法ノ規律ヲ以テ、政府ニ迫リテ、其損失ニ就キ、十分ノ償金ヲ取り得ルノ理、決シテ有ル可ラス、

〔第五〕俸祿ハ、素私法ノ理ニ屬スル者ナルカ故ニ、
 官吏若過失ナクシテ、俄ニ其職ヲ罷ラル、片ハ、
 則猶殘レル奉仕年限ノ間ハ、必、安息祿ハルヘハ、
 罪ナクシテ職ヲ免スハ、通例安息ト即、救助祿ハルヘハ、
 稱ス、故ニ免職後ノ祿ヲ、安息祿ト云、即、救助祿ト
 得ルノ權利アリ、而シテ彼品位祿ナル者、即
 此安息祿トナル、固ヨリ當然ナリ、去、預、品位祿
 ト、職務祿ノ區別ヲ立ルヲナケレハ、則直ニ俸祿
 ヲ以テ、安息祿ト為ス可シ、但、俸祿全額ノ内ニ於
 テ、實ニ職務ノ施行ニ就テ、緊要ナル費用、及、
 前ニ充ツヘキ部

分ハ、必、其中ヨリ減除ス可シ、○預、憲法ヲ以テ、安
 息祿ノ額數、及其規律ヲ詳定スルヲ良好ト為ス、
 何者、官吏俄ニ其職ヲ罷ララルレハ、必、安息祿ヲ
 受ルノ權利アルハ、固ヨリ疑フヘキトニアラサ
 レ、預、憲法上ニ其額數ノ規律アラサレハ、官吏
 ノ免職毎ニ之ヲ定ムルハ、輒、甚、難クシテ、且、此ノ
 如クナル片ハ、政府或ハ之ヲ定ムルニ、動モスレ
 ハ私情ヲ交ユルカ如キ流弊モ亦行レテ、其害々
 ル甚、少カラサレハナリ、○安息祿ハ、現ニ國家ノ
 用ヲ為サ、ル者ニ與フル祿ナルカ故ニ、其總計

甚増加スルハ、國家遂ニ之ヲ資給スルニ堪ヘサルノ恐アリ、去レ方今ノ世、實ニ一事業トシテ、奉務スヘキ職官職官ト相異ナル者ヲ云ニ俸祿ヲ附加スルハ、實ニ已ム可ラサルカ如ク、方今適宜ノ安息祿ヲ賜與スルノ制アルモ、亦猶實ニ已ム可ラサルノ理ニ出ルナリ、凡、官吏ノ俸祿ハ、工商諸業ノ利アルニ比スレハ、其利タル甚薄クシテ、殆、其家眷ヲ撫養スルヲ得ルニ過キサレハ、俸祿ヲ以テ富ヲ致スハ、甚難キモノナリ、然ルニ官吏タル者ハ、其初、預、學習、練磨ノ功ヲ積ミ、且既

ニ其職ニ就ケル後ニ及テモ、勉勵辛苦ノ勞ヲ要スルヲ、殆、工商諸業ノ比ニアラサルヲ明ナリ、故ニ國家タル者、斯國務ニ盡力セレ者ヲ顧テ、之ヲレテ貧困ノ憂ナカラシムルソ、義務ヲ負ハサル可ラス、國家此事ヲ為サント欲セハ、安息祿ノ制ヲ立ルノ外、決シテ他術アラサル可シ、○國家安息祿ヲ資給スルニ堪ヘサルノ憂アルハ、即此祿制ヲ立ルノ失ナリト雖ヒ、現ニ職務ヲ奉スル所ノ官吏、能ク其職掌ヲ盡スハ、則此得ヲ以テ彼失ヲ償フト云フ可シ、且、安息祿ノ制ナキハ、官

吏動モスレハ賄賂ヲ貪リ、或ハ民物ヲ剝奪スル等ノ害少カラスト雖、若レ此制アルキハ、此ノ如キ害モ、亦隨テ生セサルノ理ナリ、
 國家死亡セル官吏ノ寡婦孤兒等ヲ教育スルハ、決レテ當然ノ義務ト云フ可ラス、何者、職官ハ其久レキモ、本人ノ終生ニ止マルニ過キサレハ、俸祿モ亦、決レテ子孫ニ及フノ理アラサレハナリ、
 去レ政府或ハ慈惠ヲ以テ、右等ノ徒ノ救助金ヲ預備スル國アリ、但レ此金ハ、殊ニ官吏俸祿ノ内ニ就キ、常ニ數分ヲ減除シ、之ヲ蓄積シ、以テ其寡

婦孤兒ニ、適宜ニ資給スルナリ、

〔第六〕官吏ノ義務ハ、多クハ其有スル所ノ權利ヨ

リ生スル者ナリ、且、官吏タル者、其上官ニ對シテ恭順リゲホルヲ守リ、國家國民ニ對シテ、忠義トトシ、
 且、其官事ヲ秘匿スルムゲハ、
 等ノハ、
 總テ其身初、國家職官ニ列スルヨリ、生スル所ノ義務ナリ、故ニ此義務タルヤ、官吏通常為ス所ノ職務誓約、
 トデアインド、及、職官誓約アムツニヨリ、始テ生スルニハ、
 アラス、唯此誓約ニ由テ、其義務益、確實トナルノミ、凡、誓約ナル者ハ、決レテ職官ノ義

務ヲ定立スル者ニアラス、又決レテ此義務ノ區域ヲ變革スル者ニアラス、

職官ノ品性異ナルニ隨テ、恭順ノ種類亦相同シ

カラス、例ヘハ、政官ノ恭順ハ法官ノ恭順ト、其旨

全ク相異リ、何者、政官ハ政府ニ從屬シテ、實ニ其

指令ニ恭順スヘキ者ナレト、法官ハ之ニ反シテ、

實事ニ於テハ、全ク獨立シテ、殆政府ニ從屬セサ

ルノ規律ニノ、實ニ公正ナル獄訟ニ於テ、最モ緊

要ノ一ナレハナリ、（按）法官實事ニ於テハ、政府ニ

ニ見ユ、○但、縱令、政官ト雖モ、奴僕ノ如ク、政府ノ

命令ハ、際限ナク、偏ニ遵奉スルヲ緊要ト為スニ

ハアラス、必、現存ノ法制、及、道義ノ理ニ由テ、其中

自ラ限制スル所アリ、然ルニ官吏タル者ノ遵奉

スヘキ命令ト、遵奉スヘカラサル命令アリテ、詳

ニ之ヲ判定スルハ、殊ニ難事ノ一ナリ、

〔甲〕上官其職掌内ニ於テ、當然ノ法則ヲ以テ、下セ

ル命令、及、委托ハ、即形貌ニ於テ、法ニ合スル者ナ

ルカ故ニ、属官タル者、必、自己ノ職掌ニ應シテ、之

ヲ遵奉施行スヘキヲ、固ヨリ當然ナリ、去レ上官

若、職掌外ノ事、及、唯私情ニ涉レル事ヲ依囑シ、或

ハ署名セル命令書ヲ要スル時、之ヲ用ヒスレテ、
 依囑スルカ如キハ、之ヲ拒テ遵奉セナルヲ固ヨ
 リ當然ト云フ可レ、何者、官吏タル者ハ、決レテ上
 官ノ僕妾ニアラズ、實ニ國家ノ官吏タレハナリ、
 凡、上官指令セル事ハ、能ク正理公道ニ協フト否
 トハ、持ニ命令ノ形貌ニ於テ、判然タルヘケレハ、
 先、此形貌ヲ考定スルヲ、最モ緊要ナリ、（按）命令ノ
ノ法則ニ協フト否トヲ考定スルヲ云、但、上官指
命令ノ事理ヲ考定スルニハアラズ、
 令セル事、實ニ其職掌内ニ屬スルヤ否ヤ、判然明
 ナリ難キキト雖モ、上官若、之ヲ以テ、斷然其職掌

内ニ屬スルト為セハ、屬官タル者ハ、敢テ之ヲ拒
 ムノ權ナレ故ニ此ノ如キキニ方テハ、屬官タル
 者ハ、自己ノ所見ヲ上官ニ縷述シ、以テ上官ノ更
 ニ再考熟思シテ、其行フト輟ストヲ、決スルヲ俟
 ツノ權利アリ、加之、上官ノ指令ヲ奉スルニ、敬思
 ヲ加ヘサルキハ、其底ル所、國家ノ法制紊レ、安寧
 ノ破ルヘキヲ察セハ、必、自己ノ意ヲ述テ、上官ヲ
 諫メ、以テ上官ノ再思熟考スルヲ俟ツヲ以テ、自
 己ノ義務トナスヲ要ス、

〔乙〕官吏上官ノ命ニ恭順スルノ緊要ナルハ、論ノ

俟、ストイヘ、上官若シ、神教及、道義ヲ毀壞スハ、
 キ旨ヲ命ジ、或ハ覆法ノ所業ニ與スハ、キラ命ス
 ル時ニ於テモ、猶之ニ恭順ス可キノ理ハ、決シテ
 有可ラス、神教及、道義ヲ毀壞シ、或ハ覆法ノ所業
 ニ與スルカ如キハ、決シテ國家ノ事務、職官ノ職
 掌ト為ス可ラス、蓋、天神ノ人ニ禁シタル事及、刑
 法、國家臣民ニ禁シタル事ヲ以テ、之ヲ國家官
 吏ニ求ムルノ理ハ、萬々アル可ラサレハナリ、
 (丙)但、上官ノ指令、唯事理ニ於テノミ、正理及、憲法
 ニ背戾スルコトアリ、(按)形數ニ於テハ、法ニ屬官
 合セサルコトナキヲ云

敢テ之ヲ拒ムノ權ナシ、此ノ如キ時ニ於テハ、唯
 自ラ緊要ナリト思維セル說ヲ、上官ニ述告スル
 ノ權アルノミ、凡、屬官タル者ハ、常ニ上官ノ能ク
 正理憲法ヲ遵守シテ、敢テ之ニ背カサルヲ希フ
 ヲ要ス、故ニ上官時アリ誤リテ、輕卒ニ思考シ、遂
 ニ背法ノ事ヲ指令スルコトアラハ、屬官タル者ハ、
 公平ノ心、尊敬ノ意ヲ以テ、上官ヲ熟諫スヘシ、此
 ノ如クナルキハ、上官ノ意、或ハ之ニ由テ回リ、其
 指令ヲ改ムルコト、必スレモ之ナシト云フ可ラス、
 屬官タル者ハ、政府及、上官過誤アルニ方リテハ、

必、忠告レテ之ヲ改メシメ、以テ政府上官ヲレテ、他日ノ悔ナカラシムルヲ怠ル勿レ、而シテ政府上官遂ニ之ヲ用ヒスレテ、猶其處分ヲ改ムルヲケレハ、屬官タル者ハ、則已ムヲ得ス、止之ニ恭順スルヲ以テ、其義務ト為スヘキノミ、但此ノ如キ時ニ於テハ、其處分ヲ保任スル者ハ、獨、政府上官ノミ、屬官ハ決レテ之ニ預ルトナレ、○此ノ如キ時ニ於テ、屬官タル者、政府上官ニ恭順サルヲ許シハ、遂ニ政府ノ一致破レ、威權モ共ニ痿痺スルニ至ル。○必然ニシテ、其害タルヤ、保任ノ義務

ヲ負ヘル、政府上官ノ一二背法ヨリ生スル害ヨリモ、更ニ甚レカル可シ、○

○儘此理ヲ國憲上ニ詳定セル國アリ、例ハハ

亞諾威爾國一千八百三十三年天保四年ノ國憲、第

一百六十一章ニ云、上官當然ノ規律ヲ以テ下

セル指令ハ、獨、上官ノミ之ヲ保任ス可シ、屬官

ハ決レテ保任セスレテ可ナリト、

指令ノ國憲ニ背戾セル時ニ於テモ、屬官ノ處分

ハ、復全ク上ニ論スルカ如シ、按前條ニハ、指令ノ

ニ就テ云ヒ、茲ニハ、國憲ニ背戾セ故ニ屬官タル者ニ就テ云フ、相混スルト勿レ、

要ナル理ヨリ生シテ、偏ニ國家ノ為ニ盡スヘキ
 務ト為ス、ハ、論ヲ俟ス、去レ此理ニ由リ、忠義ヲ以
 テ、今世ノ開明ニ適セスト云フハ、甚不可ナリ、今
 世ト雖モ、忠義ハ決シテ廢虧ス可ラス、蓋百官能
 ク一致親睦シテ、同ク國家ノ為ニ力ヲ盡スハ、專
 ラ忠義ノ存スルニ由テナリ、
 國家大小ノ事ニ於テ、屬官ノ意見論說、縱令或ハ
 上官ト相異トルコアリモ、唯是ヲ以テ、屬官既ニ
 忠義ヲ傷フトハ云フ可ラス、去レモ若、屬官國家制
 度ノ大本ヲ信セスシテ、專ラ之ヲ傾倒セシコトヲ

謀ルカ如キハ、既ニ國家官吏タルニ必要ナル忠
 義ノ務ヲ傷フト云フ可シ、例ハ、君主國ノ官吏
 ニシテ、民主政體ヲ立テントコトヲ謀リ、或ハ民主國
 ノ官吏ニシテ、君主政體ヲ起サントコトヲ企ルカ如
 キ、則是ナリ、其他官吏タル者、若、政府ヲ傾覆セン
 トスル所ノ逆謀ニ與スルカ如キハ、亦全ク忠義
 ヲ傷害スト云フ可シ、官吏タル者此ノ如キニ至
 リテハ、政府決シテ安全ヲ保ツ能ハサル、敢テ辯
 ヲ俟タス、⊖又官吏タル者、政府ノ嚮導者ナルミ
 ニステルコトヲ離視シテ、之ヲ倒サンコトヲ謀ルモ、亦

忠義ヲ傷フ者ニレテ、勢此ノ如キニ至ルキハ、政令ノ權、遂ニ全ク陵夷スルニ至ル可シ、官吏ノ所業、縱令未嘗テ不恭順ヲ顯サ、ルキト雖亦然リ、○官吏タル者、政府上官ト全ク相反スル意見ヲ抱ク、トアリ、未嘗テ忠義ヲ傷フト云フ可ラス、加之、縱令心中政府上官ヲ惡ムノ情アルモ、其奉職上ニ於テ、尚忠義ヲ盡セハ、則未嘗テ忠義ヲ傷フ者ト為ス可ラス、去レ官吏若、怨惡ノ情ヲ奉職上ニ施スニ至ルキハ、遂ニ國權ノ一致破レテ、殆安全ナル能ハサルニ至ル必然ナリ、但、官吏ノ意

見、政體ノ本意、或ハ政令ノ方向ト、全ク相表裏スルカ為ニ、政府上官ニ對レテ、忠義ヲ盡スノ心ヲ捨テ、遂ニ抗拒ノ情ヲ、言行ニ顯ハサ、ルヲ得サルニ至ルキハ、君子ハ必、其官ヲ辭セサル可ラス、若然セサレハ、官吏タルニ必要ナル忠義ノ務ト、自己ノ意見ト相戾リテ、君子ノ體面ヲ損スルト、甚、勘カラス、然ルニ法官ノ如キハ、其職掌政令ニ關セス、又政府ノ意思ニ屬セスレテ、獨立スル者ナルカ故ニ、曾テ上ニ論スルカ如キ患アラス

○ギゾウ 佛人、一千七百八カ著セル、華盛頓一

生史ノ緒論中、華盛頓ノ論ヲ舉ク、曰ク、「余吾國ノ政柄ヲ掌握スル間ハ、人或ハ政府衆議ト全ク相表裏セル所見ヲ抱クヲ知リ、而テ之ヲ要路ニ舉ルトハ、敢テ為ス能ハス、若此ノ如キヲ為セハ、則政府自及スルナリ」ト、按政府自好ニテ倒ルヲ云意、○又ベルツ
獨乙人、一千七百九十五年ニ生ル、カ著セル
ハ、タイン一生史中按ス、タインハ獨乙人、一千七百五十七年ニ生ル、ハ百
三十一一年普魯士ニニステルスタインカ、忠義
ニ死ス、
 存セサル官吏ノ國家ニ、大害ヲ為ス所以ヲ歎シタル論ヲ舉ク、曰ク、「凡、國家官吏、過半廉恥

ヲ失ヒ、忠義ヲ喪フニ至リテハ、已ムヲ得ス。嚴酷ノ處置ヲ施シ、或ハ劇ニ其職ヲ放チ、或ハ之ヲ幽囚シ、或ハ之ヲ寂漠ノ地ニ放逐シ、以テ國家ヲ害シ、政府ヲ倒サント欲スル暴論ノ蔓延スルヲ防クノ外、決レテ他ノ術計アルヲナシト、
 其他官吏タル者ハ、國家元首ノ許可ヲ受ケザレハ、敢テ外國ノ職官ヲ兼任セス、又外國ノ勲爵俸祿等ヲ受ケス、其他總テ外國君主、若クハ其政府ノ免許等ヲ受ケサルヲモ、亦官吏ノ忠義ト云フ

可レ、

〔第八〕官事ヲ秘匿スル^トス、^又ア^ハム^トゲ^ハル^スハ^イム^ニ

事全ク限界ナキニハアラス、唯其發露ニ由テ、政

府若クハ其事ニ關セル私人ノ為ニ、害ヲ生スヘ

キ事件ハ、必、秘匿シテ、敢テ漏洩セサル可ク、且、大

義ニ於テモ、敢テ漏洩スルヲ要セサル事件、^{〔掩若}

府上官等^{大惡無道ノ隱謀アルニ方リテハ、縱令、政}

仕^可ラ^ス、蓋、人^ノ如^レ、神^ニハ、必、秘匿シテ漏洩セサ

ルヲ要ス、其他ハ之ヲ漏洩スルモ、決シテ妨^ケナシ

トス、然ルニ決シテ秘匿スルヲ要セサル事件ヲ

モ、猶秘匿シ、或ハ國憲及憲法ニ悖戾セル處分ヲ、

掩蔽スルノ意ヨリ、故サラニ之ヲ秘匿スルト、及、

輕忽ニ官事ヲ漏洩スルトノ二事ハ、譬ヘハ猶相

對セル巖礁ノコトレ、宜レク共ニ之ヲ避ケテ、其

中路ヲ行クヘレ、

〔第九〕國家ハ其法制秩序ヲ保護スルノ義務ヲ負

フカ故ニ、官吏若其職務ヲ怠リ、或ハ其規律ニ背

ク^テアル^キハ、必、之ニ刑罰ヲ加^フノ權利ヲ握ル、

但、此罪ニ二種アリ、其一ハ、職官ヲ以テ犯ス所ノ

但、此罪ニ二種アリ、其一ハ、職官ヲ以テ犯ス所ノ

但、此罪ニ二種アリ、其一ハ、職官ヲ以テ犯ス所ノ

但、此罪ニ二種アリ、其一ハ、職官ヲ以テ犯ス所ノ

但、此罪ニ二種アリ、其一ハ、職官ヲ以テ犯ス所ノ

大罪 アムツヘルブレヘン、
例ハハ賄賂ヲ貪
リ、官金ヲ私ヒ、或ハ官事ヲ漏洩スル等ノ罪
 ナニシテ、刑法ヲ以テ罰スル所ノ者、其二ハ、職官
 ノ義務ニ背ク罪 アムツヘルツ
ニテハ、罪トナラサレ氏、職官
ノ
 上ニ於テナリ、ミ、罪ニレテ、懲戒法
ルデスチハ、リナ
ルハ、レ
 罪 按 上官其属官ヲ以テ罰スル所ノ者ナリ、而テ
 甲刑 按 職官ヲ以テ、ハ、 專ラ一般ノ公正廉直ヲ保護
 スルヲ本旨トナシ、乙刑 按 職官ノ義務ニ背
 ラ國家ノ安寧健全ヲ保護スルヲ本旨ト為ス、故
 ニ此二刑中、又司法、ケリ、 警保、ボイ、 二權ノ別アリ、
按 司法ハ、專ラ公正廉直ヲ保護スルノ權、又警保
ハ、 專ラ安寧健全ヲ保護スルノ權ナルカ故ニ、若

ナク云フ ○甲ハ即尋常ノ刑法ヲ用ヒ、且通常ノ治
 罪法ニ由テ、之ヲ審判スルヲ常則トス、但、又國家
 ノ為ニ謀リテ、此常則ヲ棄テ、以テ他法ヲ用ケル
 事ニ様アリ、即其一ハ、職官ヲ以テ犯セル大罪ヲ
 審判スルノ權ヲ以テ、法院當然ノ權トシテ、之ニ
 委セス、唯政府若クハ此事ヲ法院ニ委任スヘキ
 權ヲ有セル職官ヨリ、法官ニ指令シテ、此罪ヲ審
 判セシムルノ法ト、又其二ハ、別ニ官吏ノ審判ヲ
 為スヘキ法官ヲ設置スルノ法ト、是ナリ、
 懲戒ノ治罪法ハ、其區域尋常ノ治罪法ヨリモ廣

博ナリ、故ニ刑官ハ、判シテ殆、無罪トシテ、釋セシ
所業ト雖モ、懲戒法ニ於テ、國家ノ要務、及其職官
ノ義務ニ戻レル所業タル片ハ、必ス懲戒刑ニ處セ
サル可ラス、○都テ職務ニ於テ犯セル罪ハ、小罪
ト雖モ、懲戒刑ヲ以テ之ヲ罰ヒ、且、職務ヲ怠ルノ
罪モ亦、之ヲ以テ罰ス、其他官吏ノ尋常私事ニ關
セル所業ト雖モ、若、職官ノ威ヲ汚シ、民人ノ信ヲ
失フニ足ルモノナレハ、必ス懲戒刑ヲ以テ之ヲ罰
ス、○

○普魯士國一千八百四十九年嘉永二年ノ布告ハ

又オシド、第一章ニ云、官吏タル者ハ、官事私事ニ
論ナク、其言行、宜シク民人ノ望ニ協ヒ、其信ヲ
得ヘシ、是、即其諸義務中ノ一ナリト、

懲戒刑ハ、分テ二類トス、即、其一ハ、唯過失ヲ罰ス
ル刑、オシドトラフ、即、傲戒、ワルメ、譴責、ヘル
ス、及、些少ノ罰金、ゲルビ、レク、ヒ、等ノ如シ、其二ハ、
暫ク職務ヲ停ムルノ刑、アイニス、テ、ル、ク、イ其職官ヲ免
サスニテ、唯暫ク職務ヲ、云フ、他官ニ遷謫スルノ刑
ヲ停ムル處ノ刑ヲ、ハ、本人ノ請願ニ
依ラスシテ、安息ヲ命スル刑、ウシ、フ、ラ、イ、キ、ル、リ

シ、命スト雖モ、猶安息祿ヲ給ス、或ハ放職エントニ放放ノ俸祿モ共ノ刑等ナリ、而テ第一刑ハ、通常審判ノ法ヲ用フルヲ要セス、唯上官ノ權ヲ以テ、處分スルヲ許ス、去レテ第二刑ニ於テハ、上官若專恣不正ノ處分ヲ為スキハ、大ニ屬官ノ權利ヲ枉害スルノ恐アルヲ以テ、必審判ノ法ヲ用ヒサルヲ得ス、或ハ又放職ノ刑ハ、尋常ノ法院ニテ施行シ、暫ク職務ヲ禁スル刑、他官ニ遷謫スル刑、及安息ヲ命スル刑等ハ、總テ政府ニテ施行スルノ法ヲ立ル國アリ、○但尋常ノ法院ハ、官吏ノ罪ヲ審判ス

ルニ於テモ、唯其平民ノ罪科ヲ審判スルノ方法ヲ用フルヲ知ルノミ、是ヲ以テ、唯其人ヲ視テ、其職官ヲ視ル能ハス、故ニ職官ニ於テ、緊要ナル事ヲ、十分ニ辨知スル能ハス、又官吏ノ言行善良ナラサルハ、大ニ國權ノ一致和同ヲ傷害スル所以ノ理ヲモ、詳細ニ洞悉スル能ハサル者ナリ、然ルニ此ノ如キ法院ニ、官吏ノ罪科ヲ審判スルノ特權ヲ與フルハ、決シテ良法ト云フ可ラス、況ヤ此法アルハ、二三官吏ノ幸ハ、却テ國家及諸職官ノ害トナリ、且私法獨捷ヲ獲テ、國法ヲ倒スノ

理ナリ、○或ハ其編制宜シキヲ以テ、能ク國法ノ理ヲ詳悉シ、實ニ官吏ノ罪ヲ審判スルニ堪ユル處ノ法院アラハ、此ノ如キ特權ヲ委任スルモ、國家ノ為ニ、決シテ害ヲ生スルコトナカル可シ、若シ此ノ如キ法院アラサレハ、已ムヲ得サルニ方リテハ、政府必、此權ヲ握リテ、官吏ノ言行、其任ニ當ラサル者ヲ、退黜スルヲ緊要ト為ス、○

○〔按〕尋常ノ法院ハ、能ク私人ノ罪ヲ審判シ得ト雖モ、職官ノ罪ヲ審判スルニ至テハ、拙陋ナル者多シ、故ニ職官ニ於テ、有罪トナル

ヘキ所業ヲモ、私法ニ照準シテ、無罪ト為スコトナキニアラス、若シ此ノ如クナルキハ、罪ヲ免レレ官吏ハ、僥幸ヲ得レ、之ニ由テ國家諸職官ノ規律ハ、遂ニ紊亂セサルヲ得ス、是レ即、本文二三官吏ノ幸ハ、却テ國家及諸職官ノ害トナリ、且、私法獨、捷ヲ獲テ、國法ヲ倒スト云フ所以ナリ、

○普魯士國一千八百四十九年嘉永二年七月十一日、布告ニ云、官吏忠義ノ務ヲ傷、時、若クハ職掌ニ於テ緊要ナル膽量ヲ失、時、其他政府

ヲ怨惡スル黨ニ與スル時ニ於テハ、殊ニ之ヲ
退黜スルヲ要スト、

第四款 國家職務ノ止息、エツンデ、
ス、

〔第一〕官吏ハ職官ノ為ニ任用スル者ニレテ、決レ
テ官吏ノ為ニ職官ヲ設ルニアラス、故ニ職官ヲ
廢止スルハ、官吏亦其職ヲ喪フハ、固ヨリ當然
ナリ、總テ職官ノ廢立ヲ定メ、及其品類ヲ立ル
ハ、公衆ノ利害如何ヲ視テ、施行スル者ナリ、故ニ

此事ハ、全ク國法ニ屬スル處分ト云フ可レ然レ
官吏品位祿ヲ得ルノ權利ハ、全ク私法ノ理ニ出
ル者ナルカ故ニ、縱令職官ヲ廢止スルコトアリ、
此權利ヲ併セテ、共ニ廢止スルノ理ハ、決ンテ有
ル可ラス、元來右ノ如ク、職官廢止ノ為ニ無官ト
ナリレ者ハ、若其職官ノ廢止ナケレハ、則猶數年
ノ間、俸祿ヲ得ヘキ者ナルカ故ニ、縱令無官トナ
リレ後ト雖モ、其數年間ハ、必品位祿ヲ受ルノ權
利ヲ有ス、

〔第二〕官吏授任セラレタル職官ノ奉仕ヲ承諾ス

ルト否トハ、本人ノ自由ニ任ス、一般ノ通則ナ
 ルカ如ク、職官ヲ辭謝スルトモ亦、近令ノ國法ニ
 於テハ、必、本人ノ自由ニ任ス、通則ト為スニ至
 レリ、但、任官ヲ承諾スルノ自由ヨリ、復、之ヲ辭謝
 スルノ自由ノ由テ起ルニハアラス、辭謝ノ自由
 ヲ生スル因故ハ、必、他ニ在ル者アリ、何者、總テ義
 務ヲ擔當スルト否トノ、本人ノ自由ニ在ルノ
 理ヲ推テ、又之ヲ放棄スルモ、其自由ニ在リトス
 ルノ理ハ、決シテ有ル可ラサレハナリ、他ノ因故
 トハ何ソヤ、即、本人ノ氣力、及、情意ナリ、凡、國家職

官ノ如キハ、特ニ官吏タル者ノ氣力ノ強弱、情意
 ノ向背ニ由テ、利害ヲ生スルト最モ多ク、而シテ政
 府縱令、官吏ノ氣力ヲシテ強壯ナラシメ、情意ヲ
 シテ歸向セシメント欲スルモ、勢、決シテ能ハナ
 ルナリ、然ルニ本人氣力ノ強弱ト、情意ノ向背ヲ
 問ハス、強テ職務ヲ掌ラシメント欲シ、敢テ其辭
 謝ヲ許サ、ルキハ、決シテ國家ノ為ニ、少益アラ
 サルト必然ナリ、○但、若、國民各奉務ス、ヘキ職
 官〔按〕本卷第三款〔第〕ノ如キハ、少ナクモ預定セル
 期限中ハ、必、辭職ヲ許サ、ルト為ス、○

○普魯士ラドレフト（按國土ノ法ト云フ義ニレテ、普國固有ノ法ヲ云、羅馬法等ヨリ採用ニ云、官吏自ラ職ヲ辭スルニ方リテ、之ヲ許容セサルハ、唯公衆利益ノ為ニ、甚害アル時ノミナル可シト、○吧以理國一千八百十八年（文政元年）ノ布告ニ云、國家官吏ハ、其職ヲ辭スルヲ自由ナル可シ、但品位祿、職務祿、稱號及職掌ノ標章（按服色等ノ標章ヲ云ク、ハ、皆之ヲ失フ可シ、總テ職ヲ辭スルニ、其辭スル所以ノ理ヲ陳述スルヲ要セシト、

○例ハ、ハ英國ノ法ニテハ、一年間セリッ（按州ノ

官一ノ官ニ奉仕セレ者ハ、其後三年間ノ休暇ヲ得ヘキヲ、本人ノ自由ニ任ス、但官吏自ラ職官ヲ辭スルノミニテハ、猶其職官ヲ離ル、ト能ハス、蓋官吏タル者、恣ニ職官ヲ離ル、ノ理ハ、決シテアラサレハナリ官吏若恣ニ職官ヲ離ルレハ、是即自ラ職官ヲ放擲スルナリ、凡官吏ノ辭職ヲ請フハ、嘗テ職官ヲ授任シタル、國家元首復之ヲ罷免スルニ、其際只十分ノ理柄生ス、故ニ官吏タル者、實ニ此罷免ヲ得テ、始テ其職ヲ離ル、ヲ得ルナリ、且免官ノ時期ヲ定ル

カ如キハ、公衆ノ利害ヲ視テ施為スルヲ、全ク政
府上官ノ權ニアリ、

官吏緊要ノ事故（接）疾病老衰（接）アラスレテ辭職ス

ルカ為ニ其請ヲ允スルハ、乃職官ヨリ生スル所

ノ權利ハ、國家ニ屬スル者（接）職掌ニ係レル權利

得ルノ權（接）及私法ニ屬スル者（接）俸祿ヲ得ルノ別

ナク、皆之ヲ失フ可シ、

〔第三〕去レ官吏當然安息ヲ請フノ權利ヲ得タル

者ハ、前條ノ理ヲ以テ論シ難シ、但此ノ如キ官吏

ト雖モ、安息ヲ請フ片ハ、真ニ職掌ニ係レル權ヲ

失フハ、固ヨリ言フ俟ス、唯稱號品階等ノ如キ、榮

譽ノ權利、及俸祿（接）安息祿ヲ得ルノ權利ハ、猶必

保存スルヲ得可シ、而テ其救助祿（接）即安息ノ多

少ハ、通例嘗テ勤仕セル、年數、及其人ノ年齢ニ隨

テ、各差アリ、○高齡（獨）乙ニテハ七十歲、比耳時ニ

テハ六十五歲ニシテ、且、既ニ數十年間（三十年、或

ハ四十年）勤仕セル者、及縱令此年齢年數ニ滿タ

サルモ、疾病等ニ由テ勤仕ニ堪ヘサル者ハ、救助

祿ヲ得ルノ權利ヲ得ヘシ、且、官吏若職務ノ為ニ、

疾病痲傷等ヲ得テ、遂ニ勤仕ニ堪ヘサルニ至ル

キハ、必復救助禄ヲ得ル固ヨリ當然ナリ、何者、國家ノ職務ヲ委任セラレタル者、其職務ノ為ニ傷害ヲ受ルキハ、國家之ヲ償フノ義務ヲ負フハ、固ヨリ法ノ公理ニ出レハナリ、

〔第四〕官吏ノ請求ニ依ラスレテ、其職ヲ罷免レ得ヘキヤ否、且如何ナル時ニ於テ、罷免レ得可キヤノトニ就テハ、近今各國ノ議論相異リ、獨乙國ニ於テハ、既ニ其帝國ノ時ニ於テ、法學士ノ論ニ基キ、官吏タル者ノ私身ノ為ニ大ニ其家計ヲ慮リテ、職官ハ通例官吏ノ終生保有スヘキ權利トナ

レ、而テ政府敢テ恣ニ之ノ罷免スルコトナカリキ、唯官吏若ク其職掌ニ背クキハ、必法院ノ審判ニ由テ、免黜セラレタリキ、○但時アリ大ニ榮譽ヲ與ヘテ職ヲ免ルスハ、決レテ國家ノ理ニ戾ラサル所以ヲ論スルノ徒モ、儘之アリレカ氏、前世期千一七百年ノ末ニ至リテハ、終身任用スルヲ以テ、善代云トスルノ論、盛ニ世ニ行ハレ、遂ニ近今ノ國憲ニ於テ、終身任用ノ法ヲ立レ、國アルニ至ル、蓋自由權ノ進歩レタル所以ニレテ、且政府ノ專恣ヲ防制スルノ良法ト云フヘレ、即獨乙ニテ此法ヲ用

ヒ、又近世ニ至リテハ、瑞士國ニテモ、某官ニ於テ之ヲ用フ、但、僅ニ定期間任用スルノ官殊ニ多シ、然ルニ英國ニテハ、政論朋黨（ボリチーセ、バルタ）、（按）政治ノ方法ニ説テ、議論相異ナルカ為ニ、党與ノ威權威盛ニレテ、職官ハ特ニ國家ノ為ニ授任スル者ニレテ、決シテ私人ノ願望ニ由テ、授任スル者ニアラスト云フ論ヲ、主張スルカ故ニ、獨乙ノ議論ニハ、全ク相反レテ、苟クモ官吏タル者ノ私身ノ為ニ慮ルノ論ナク、特ニ國家ノ為ニ謀ルノミ、故ニ英國ニテハ、君主自由ニ職官ヲ授任スルノ權利ト共ニ、又

之ノ自由ニ赦免スルノ權利ヲモ併セ握リテ、決シテ此權利ヲ限制セサルノ法ヲ立タリ、○但、法官ハ、必、實ニ君主ニ從屬セサルヲ良法ト為スカ故ニ、君主トイヘ、氏、自由ニ罷免スル能ハサルノ法アリ、既ニ維廉第三世（一、千、六、百、五、十、年、ニ、生、ル、一、千、七、百、零、二、年、ニ、歿、ス、ル、）、世ニ於テ通常法（グレマインテラウ、ト云、即、慣、用、法、ナリ、）ノ法官ハ罷愛（按）國君ノアル時間、任用スルノ舊法ヲ改メ、而シテ行狀（按）法官ノ正善ナル時間、任用スルノ法ヲ立タリ、但、行狀正善ナラサルヲアルニ至リテハ、必、國君巴力門ト商議シテ、之ヲ免黜

スルトナセリ。○北亞米利加ノ法モ亦英法ニ倣フ、佛國ニテハ、政官ヲ免スルハ、往古ヨリ君主ノ專ラニスル法ナリキ、唯法官ヲ免黜ス可ラサルヲハ、既ニ第十六世期（一千五百）ニ於テ、通則トナセリ、

獨乙ノ法ハ、官吏タル者ノ私身ノ為ニ慮ル、實ニ甚シキニ過ルノ弊アルハ、辨ヲ俟タス、去ル若此弊ヲ除去シ、而テ更ニ國家ノ為ニ謀ル、（一）モ為セハ、此法却テ他ノ立憲各國ノ法ニ優ル、（一）明カナリ、他各國ノ法ノ如キハ、君主自由ニ官吏ヲ

免職スルヲ許ストイヘ、獨乙ノ法ハ、嘗ニ之ヲ許サ、ルノ益アルノミナラス、亦政論朋黨ノ綴ニ政府ヲ籠絡シテ、遂ニ官吏進退ノ權ヲ奪フ、ヲ防クニ足ルノ益アリ、

職官ハ、國家ノ為ニ設立スルノ理ニ由テ、國家ハ必、自己ノ安寧ノ為ニ、官吏ヲ任用スルノ權利アルハ、又自己ノ安寧ノ為ニ、謀リテ、一官吏ヲ免黜シテ、他ノ一官吏ヲ以テ之ニ代任スルノ權利ヲ、併テ掌握セサル可ラス、而テ此權利ハ、必、嘗テ之ヲ任用セシ者ノ掌ルヘキ、固ヨリ當然ナ

リ、故ニ若何ノ官此權利ヲ掌握スヘキ乎ノ下、決定シ難キ片ニ方リテハ、(按)嘗テ任用レク官、若既ニ廢絶レク官、キ片ニ於テハ、本法ノ如ク、嘗テ任用レク官、復、赦免ヲ掌ル可カラサルカ故ニ、何ノ官此權利ヲ施行スヘキ乎、甚、決、國家元首、此權利ヲ掌握ス可定シカタクナリ、

○官吏ノ退黜ヲ、獨、法院ニ委任スル所ノ各國ニ於テモ、退黜ノ下、若、全、政治上ニ關係シ、(按)任用レク私法ノ下ニ關係ナキ片ハ、必、此規律モ私法ノ下ニ關係ナキ片ハ、必、此規律(按)任用レク者、復、赦免ノ規律ナリ、ヲ用フルヲ要ス、

○北亞米利加ニテハ、統領嘗テセナリトノ補助ヲ以テ、任用セレ官吏トイヘ、(按)統領獨之ヲ

赦免スルノ權利ヲ握ルノ法アリ、甚、理ニ戻レ

但、此法(按)國家安寧ノ為ニ謀リ、亦必、限制スル所アリ、即、政府ニ從屬セサル法院ノ為ニ、之ヲ限制シ、或ハ官吏ノ私身ノ為ニ慮リテ、之ヲ限制ス、是故ニ司法ノ事ヲ、全、法院ノ特權ニ任スル國ニ於テハ、甲ノ限制(按)政府ニ從屬セサル法ヲナスカ為ニ、近世一法ヲ立テ、縱令、政府ノ權ト雖モ、法官ヲ本人ノ意ニ戻リテ、免職スルヲ得ス、又他官ニ遷任スルヲ得ス、若、安息ヲ命スル氏、必、全、祿ヲ給

セサルヲ得サルトナレ、而テ英國ニテハ、實ニ
 已ムヲ得サルニ方リテハ、巴力門ノ議ヲ以テ、法
 官ヲ罷免スルノ規律ヲ立テ、又獨乙ニテハ、法院
 ノ審判ヲ以テ、之ヲ罷免スルノ規律ヲ立テタリ、
 乙ノ限制（按、官吏ノ私身ノ為ニ慮ヲ為スニハ、大
 概左ノ數件ノ外、免黜ノ事ヲ行フ可ラスト為ス
 可レ、

- 甲 官吏罪犯アルカ為ニ、官吏タルノ品行ヲ
 損スルト、灼然タルルハ、之ヲ罷免ス可レ、
- 乙 官吏任用ノ後、縱令、罪犯、トアラスト雖

丙 其職掌ニ勉勵セス、或ハ膽量アラスレ
 テ、其品行官吏タルニ堪ヘサルト明カナ
 ルルハ、之ヲ罷免ス可レ、

丁 官吏精神昏迷シテ、職官ノ事務ヲ失忘シ、
 實ニ國家ノ為ニ緊要ノ務ヲ為スニ堪ヘ
 サルルハ、之ヲ罷免ス可レ、即例ハ、癡狂
 放心等ヲ患フル者是ナリ、

官吏縱令其身ニ一ノ間然スヘキトナレ
 ト雖、自ラ他ノ事故ニ由テ、實ニ其職ニ
 居ル能ハサルニ至ル時、若クハ大ニ人望

ヲ失スルニ至ルキハ、遂ニ其職ヲ罷免ス
 可レ、即⁺官吏ノ事ヨリシテ、雄強ナル外國
 政府ト、葛藤相生シ、解ス可ラサルニ至ル
 キハ、縱令^レ其官吏、常ニ能ク職務ヲ盡シテ、
 曾テ之ニ背キレ^レナシト云フ^レ、遂ニ其
 職掌ヲ奉スル能ハサルニ至ルカ故ニ、已
 ヲ得ス、其職務ヲ停メサル可ラス〔余カ見
 ヲ以テスレハ、普魯士王佛帝那破倫第一
 世ノ強威ニ敵シ難キカ為ニ、遂ニ^レニス
 テルスタインニ^レヲ罷メシカ如キ是レナリ、

⊙又官吏公衆ノ惡ヲ受ケテ之ニ由テ遂
 ニ騷亂ノ起ラントスルキハ、縱令^レ其官吏
 亦能ク常ニ職務ヲ盡シテ、曾テ之ニ背キ
 レ^レナシト云フ^レ、既ニ大ニ人望ヲ失フ
 ヲ以テ、之ヲ罷メサル可ラス、

⊙〔按〕スタインハ、普國柱石ノ臣ト称セ
 ラレシ賢相ナリシカ、當時佛帝那破倫
 第一世カ、檀ニ獨乙^レヲ謀ルヲ惡シ、之ヲ
 抗拒スルノ策ヲ企テシカ故ニ、那破倫
 ノ威ヲ以テ、普國ニ迫テ、之ヲ退黜セシ

メタリ

右數件ノ如キトアルニ方リテハ、國家必、其官吏ヲ罷免シ、以テ公衆ノ為ニ妨害ヲ避ケサル可ラス、但、第一件、即甲行ニ論セルカ如キトアルニ方リテハ、法院、刑法ノ通則ニ隨テ、官吏ノ罪ヲ審判スルト、當然ナルヲ以テ、政府ハ敢テ之ニ關セス、獨、法院此事ヲ掌リ、其權ヲ以テ、官吏ヲ退黜ス可シ、然ルキハ稱號品階、俸祿、及、救助祿ヲ得ルノ權利等ヲモ、亦共ニ剝奪スルト當然ナリ、
 第二件、即乙行ニ論セルカ如キハ、官吏實ニ罪犯

ノトアルカ為ニ、之ヲ黜クルニアラサルヲ以テ、決シテ尋常ノ法院ヲシテ、審判セシム可ラス、必、懲戒法ニ由テ、之ヲ罷可シ、但、本人ヲシテ、自己ヲ防護スルニ、自由ナラレムルトニ、意ヲ用フルト肝要ナリ、〔接〕冤罪アルヲ恐ルハ、故ニ、本人ヲシテ、其情實ヲ陳セシムルト、自由ナラレハ、要ナリ、〔接〕罪過ニ足ラサルモ、其ノ大小ニ隨テ、或ハ相應ノ安息祿ヲ與ヘテ、安息ヲ命シ、或ハ官吏ノ私身ノ體面、及其稱號、品階等ヲ妨害セスレテ、唯其職ヲ免スル〔但〕俸祿ヲ得ルノ權ハ、全ク廢除ス可シ、等ノ差等アルヘシ、然、比上段ノ赦

免〔按〕安息命スルハ一役ヲ云、ハ、唯職官ヲ免スルノ
ミニシテ、未、官吏ノ其職ニ在リテ、受ケタル私權
利得〔按〕安息權利ヲ、損害スルニ至ラサルヲ以テ、下
段ノ赦免〔按〕官吏私身ノ體面、及其稱號、品階等ヲ
除スル云、ニ於ケルヨリモ、更ニ自由ニ處分スル
ノ權利、尚政府ニ在ルヘキヲ、論ヲ俟、ス、
第三件、即丙行ニ論セルカ如キヲアルニ方リテ
ハ、安息〔按〕給安息禄ヲ命スルヲ當然ナリ、故ニ通例
放職〔按〕安息停、禄スルヲ許サス、何者、官吏決シテ罪
アルニアラハス、唯精神心思ノ常ヲ失フ者ナレハ

ナリ、

第四件、即丁行ニ論セルカ如キヲアルニ方リ
テハ、或ハ安息ヲ命シ、或ハ他官ニ遷任ス可シ、但
其職官ノ品性ハ、必實ニ前官ニ同レカル可ク、
ハ〔按〕甲省ノ輔ナレハ、甲省ノ輔ニ遷スル類ヲ云、且、品
階、俸禄、共ニ舊ニ依テ變ス可ラス、○丙丁ノ二行
ニ論シタルカ如キ時ニ於テハ、政府上官、能ク事
情ヲ酌量シテ、至當ノ處分ヲ為シ、最モ緊要ナリ、
而シテ現ニ免職ス可キ、官吏嘗テ國家元首ノ授任
ヲ受ケレシ者ナラハ、必、國家元首ノ准許及命令ヲ

ヲ俟テ之ヲ免ス可シ

然ルニ政府故ナク、縱ニ官吏ヲ免黜シ、刺サヘ此

時ニ於テ、官吏ヲシテ、自己ノ利益ヲ防護スル〔按〕

等ノ訴ヲルヲ得サラレムルノ國、近令儘之ナキニ

非スト雖モ、甚職官ノ安静ニ害アリ、

〔第五〕姑ク職掌ヲ禁スル〔前〕前款第九ニ出ス〔按〕ハ、

或ハ刑罰ノ為ニ施行シ、或ハ公眾ノ利益ノ為ニ、

唯一時ノ處分トシテ施行ス可シ、〔意〕下條ニ於

テ刑罰ノ為ニ施行スル時ニ於テハ、或ハ法院

治罪法ヲ以テ之ヲ施シ、或ハ政府上官懲戒法ヲ

以テ之ヲ施シ得可シ、然ルモハ官吏姑ク其職掌

ヲ施行スルノ權利ヲ失ヒ、及通例其時間ハ俸祿

ノ全額、若クハ若干部分ヲ受ル能ハサル可シ、

姑ク職掌ヲ禁スル〔一〕ヲ、公眾利益ノ為ニ、一時ノ

處分トシテ、施行スル〔二〕ニ就テハ、憲法ヲ以テ、預

メ其時ヲ定ム可シ、例ハハ官吏罪犯ノ訴ヘアル

時ノ如キ是ナリ、但此ノ如キ訴、アラズ〔下〕雖モ、儘

政府ノ權ヲ以テ、右ノ如ク一時ノ處分ヲ為ス〔一〕

アリ、即、安息ヲ命スルノ制度ナキ國ニ於テ、大ニ

民人ノ怨惡ヲ受ケタル官吏ヲシテ、一時之ヲ避

ケレメント欲スル時ノ如キ是ナリ、〔按〕本文論スルカ如キ状
 態アルルハニ於テモ、官吏ヲレテ、仍其職掌ヲ為サ
 シ、シメシトスルハ、大ニ公衆ノ為ニ害アリ、故ニ
 前文ニ姑ク職掌ヲ禁スルヲ、公衆利益ノ為ニ、○一
 為ニ、一時ノ處分トシテ、施行スト云フナリ、○一
 時ノ處分ヲ為スノ意、決シテ刑罰ヲ施スカ為ニ
 トラサルハ、其官吏ノ官ニ在リテ受ケタル私
 權利〔按〕俸禄ヲ得ハ、決シテ奪ノ可ラス、然レ取テ
 俸禄ノ全額ヲ與フルヲ要セス、唯其一半ノ品位
 禄ノミヲ與可シ、何者、官吏實ニ私事ノ為ニ受ル
 者ハ、唯此禄ノミナレハナリ、○又縱令、罪犯審問
 ノ時間、姑ク其職掌ヲ停ムル時ト雖モ、品位禄ハ

與フ可シ、但、若、罪過ノ為ニ、償金、及、罰金ヲ出サシ
 ムルヲ有ルニ於テハ、之ニ充ツルカ為ニ、此禄ヲ
 本人ニ付與セスレテ、姑ク法院ニ附托ス可シ、

第五款

輔弼ノ官

〔按〕ニステリクムニ
 ステル總負ノ相合スル

者ヲ云ス

〔第一〕

ニステルハ、國家元首ノ輔弼トナリテ、君

權ノ諸方向ニ發輝スルヲ助クル者ナリ、凡ソ立
 憲君主國ノ如キハ、其君主政令諸課ノ處分ニ於
 テ、必、本課ヲ委任セルニステルノ輔佐ヲ假ラ

サルヲ得ス、而シテミニステルハ、其處分ニ就テ、
 必ス保任ノ義務ヲ負ハサル可ラス、○又民主國ト
 イヘ氏、一統領レアイン、プレヲ以テ政府ノ主長ト
 ナセル國〔按〕北亞米利加ノ如キ是ナリ、瑞士ノ如
 ニテハ、必スミニステル、即スターツセクレテール
 ヲ置テ、統領ノ輔佐ト為ス、但民主國ノ統領ハ、自
 ラ保任ノ義務ヲ負フカ故ニ、ミニステルノ為ニ、
 其權ヲ限制セラル、一、君主ニ比ス、レハ、更ニ少
 シ、
 ミニステルハ、決レテ國家元首ノ私臣ニアラス、

是故ニ元首ノ命令依囑ヲ、悉皆遵奉スルノ義務
 ヲ負ハサルノミナラズ、必亦自ラ任レテ、政府ノ
 嚮導トナリ、以テ君主ノ命令依囑スル所、實ニ法
 ニ合レテ、國家ニ緊要ナリヤ否ヲ考定レ、且ツ自
 ラ見ル所ヲ以テ、之ヲ君主ニ論述スルノ權アリ、
 國政ノ大體ニ於テ、君主ノ所見、若シミニステルト
 合セサルコトアルハ、是ニ由テ政府ノ能力挫折
 レテ、盛ニ發進スル能ハサルノ恐レアリ、是ヲ以
 テ君主ハ必ス其欲スル所ニ隨テ、自由ニミニステ
 ルヲ選任スルヲ得ルノ法アリ、故ニ他人強ヒテ

薦ハル所ノ人物アルモ、君主若シ之ヲ信セサレハ、必之ヲ舉ルヲ要セス、且、縱令君主ノ舉ント欲スル人物ト雖モ、其人若、君主ヲ信セサレバ、亦必其選舉ヲ承奉シテ、ニステルトナルヲ要セサルナリ、○君相相信スルハ、實ニ緊要ナリト雖モ、其間必、兄弟朋友ノ親愛アルカ如クナル可シト云フニハアラス、唯政治上ニ於テ、君主ハ其ニステルノ才幹、實ニ現今ノ政令ヲ執ルニ堪ユルヲ信レ、又ニステルハ、君主輔佐ヲ吾ニ任シテ、敢テ疑フ所ナキヲ信スレハ即足レリ、

第二國務ノ品類、及方向ニ隨テ、之ヲ區分シテ、數部ト為スノ方法數種アリ、但、事務ノ區域甚タ廣博ナル各部ハ、ニステル一員、其首位ニ在リテ、之ヲ統括スルヲ善トス、何者、每部必、一人其精神ノ全カヲ以テ、之ニ任スル者アラサル可ラサルハナリ、○數部ニステルノ區分ハ、通例左ノ如シ、

〔甲〕外務省、イダス、オ總テ外國交際、及ヒ其諸關係ノ事務ヲ掌ル、其他合邦各部ノ上、別ニ大政府ニ、按リテ、相統合スル者ヲ盟邦ニ、按テ、利國瑞士等ノ如シ、按各國相聯合スル者ヲ云、獨ニ於テハ、兼テ其各邦聯合ノ事ヲ掌ル、如レ、

〔乙〕内務省、ダス、イ總テ國內諸部イン子レル、オ
等按州縣ヲ總管シ、且、國內ノ諸政令ヲ掌ル、但、別種
重要ノ事務ハ、別ニ諸省按以下諸ヲ置テ、之ヲ掌
ラレム、

〔丙〕兵部省、キスリテリグスム、ミ 國家ノ兵備軍務ヲ掌
ル、

〔丁〕警保省、ボスリツイム、ニ 國家ノ警保權ヲ掌ル、
但、或ハ之ヲ司法省ニ合シ、或ハ内務省ノ屬司ト
ナセル國アリ、

〔戊〕司法省、ユステリウツミニ 國家元首預ル所ノ司

法事務ヲ掌ル、按法院ト混ス可ラス、尚卷之
六第十七款ヲ参照ス可シ、

〔己〕財務省、ヒステリウツムニ 財務ノ權ヲ施行シ、財
用ノ供給ヲ掌ル、

〔庚〕教部省、クステリウム、ミ 神教、及ヒ諸學術ノ教
育ニ關係セル事務ヲ掌ル、

〔辛〕土木ノ公役、及ヒ工商ノ事務ヲ掌ル所ノ省、ニ
ステリウム、ヒユールム、ウヘントリヘ、アル
バイテニ、ハンデルム、ウンド、ゲエルベ、在昔ハ、

此事務ヲ、内務省、若クハ財務省ニ合併セシカニ、
今時開化ノ世ニ於テハ、是等ノ事業ヲ盛大ニス
ル、甚タ切要ナルヲ以テ、多クハ別ニ一省ヲ置

テ、之ヲ掌ラシム、

民主國ニ於テハ、或ハ合議官コルレギヲ置テ、

右ノ諸事務ヲ掌ラレム、蓋シ民人政體デモカヲ

貴ヘル國ニ於テハ、總テ一人全權ヲ握リテ、事務

ヲ統括スルヲ嫌忌スル_ト、甚_クシキカ為_リ、瑞國

ノ如キハ、合議官ヲ置ク、米國ハ然ラズ、

〔第三〕國家元首、右諸省ニニステルノ上ニ在リテ、

之ヲ統括ス、是故ニ君主ハ必_ス、各ニニステルト親

シク接遇スルヲ要ス、但_レ國政ノ大體ニ於テ、ニニ

ステル各負ノ所見、互ニ合同一致スル_トモ、亦甚

緊要ナリ、蓋_シ各省ノ事務、互ニ關涉スル所アリテ、

甲省ニニステルノ處分乙省ニニステルノ處分

ニ利害ヲ生スルカ如キ_ト、必_スシモ無キ能ハズ、是

ヲ以テニニステル總負ヲ合シテ、ニニステル合

院ゲサハトニニステリウム、按即ヲ設ク、以テ共

ニ要務ヲ商議セシムルノ制度アルナリ、然ルニ

此制アラサルキハ、ニニステル各負、各自ニ君主

ト議レテ、事ヲ決定スルノニニシテ、決レテ相共

ニ商議スル_トナキカ故ニ、政令ノ為_リニ害アリ、○

ニニステル合院ノ内、相合同一致スルキハ、其勢

力盛強ナルカ故ニ、君主及、兩院、并ニ國民、為ニ、
 壓制セラル、カ如キ、恐アルナレ、去レモ若シ
 ニステル相合同一致スルヲ甚シキニ過キテ、遂
 ニ君主ノ威權ヲ蔑如シ、其統御ヲ仰カサルニ至
 ルカ如キハ、甚不可ナリ、是故ニ君主タル者ハ、
 ニステルヲ各自ニ名シテ、政ヲ議シ事ヲ定ムル
 モ、決シテ妨ケナク、且、ミニステル總負ノ中、一人
 ヲ汰レテ、之ヲ退黜スルモ、亦決シテ妨ケナシト
 ス、

ミニステルブレシデント 按ミニステルノ首領
 云フ義ニシテ、本邦

大政大臣ノ職ヲ帶フ、又兼一人アリテ、ミニステル
 一省卿ノ職ヲ帶フ、

合院ノ首坐ヲ占ム、英國ニ於テハミニステル總
 負ノ中ニ於テ、必門閥品階ノ最モ貴キ者ヲ撰テ、
 之ヲミニステルブレシデント為スヲ善シト
 ス、是レ全ク形ヲ取り、實ヲ捨ツル者ナレモ、蓋英
 國ノ能ク實際ニ老練シテ、發明スル所以ナリ、然
 ルニ他各國ニ於テハ、多クハ實ニ政柄ノ大綱ヲ
 執レル者ヲ以テ、ミニステルブレシデントト為
 スヲ常ナリ、○第一法 按英國ニテ用ヲ用フルキ
 ハ、二個ノ利益アリ、何者、第一、君主猜忌ノ情ヲ生

スルヲ自ラ少ク、第二ニハ、實ニ政柄ヲ執レルニ
 ニステルヲ讐視セル徒ノ射レル箭、直ニ此ニ
 ス、テニ中ルヲ少クシテ、且其實權、決シテ痿痺
 スルノ患ナケレハナリ、○然リト雖モ、第二法
 實ニ政柄ヲ握レルニステルヲ、ニ法ヲ用フル
 キハ、ニステル合院能ク和同シテ、其勢力盛強
 トナリ、且院中ノ序次、自ラ宜シキヲ得ルノ益アリ、

○按實ニ政令ノ大綱ヲ執レルニステル
 ヲ以テ、ニステルブレシデントトナス

ハ、其威權愈盛ナルカ故ニ、自ラ君主猜忌ノ
 情ヲ發セサル能ハス、且、此ニステルヲ讐
 視セル徒ノ之ヲ傾倒セシテ謀ルモ、亦愈熾
 ナリト雖モ、門閥品階貴キ者ヲ、ニステル
 プレシデントト為スルハ、權威甚盛ナラサ
 ルカ故ニ、君主ノ之ヲ猜忌スルモ自薄ク、且、
 此時ニ於テハ、實ニ政柄ヲ執レルニステル
 ルハ、譬ヘハ此門閥品階貴キニステルヲ
 干盾トシテ、自ラ其後面ニ潛伏スルカ如キ
 景状ナルカ故ニ、之ヲ讐視セル徒ノ傾倒ヲ

謀ル勢力モ、自ラ殺弱スルナリ、

〔第四〕ミニステルハ、政令ノ處分ニ就テ、君主ニ自
己ノ所見ヲ述告シテ、其裁定ヲ乞ヒ、及ヒ君主出ス
所ノ施令ノ文書ニ、共ニ連署スル者ナリ、又君主
ハ、ミニステルノ論述スル所ヲ聞テ、其可否得失
ヲ自由ニ思量レ、且若議政官スタリットラト、〔按〕
リ、議ヲ聽カレト欲セハ、則チ名シテ之ニ謀リ、而
テ自己ノ所見ヲ以テ、或ハ之ヲ採用レ、或ハ之ヲ
採用セサルノ權ヲ有ス、君主縱令一二ノ政令ニ
於テ、ミニステルノ議ヲ採用セサルナリ、〔按〕之

ニ由テ、ミニステル其職ヲ退クヲ要スルノ理、決
シテアルナレ、蓋君主僅ニ一二ノ議ヲ採用セサ
ルハ、未タミニステルヲ厭惡スルニアラザレハ
ナリ、去レモ若此ノ如キ時ニ於テ、君相ノ際、其見
ル所全ク相表裏レ、國政ノ大體ニ於テ、遂ニ後來
其議論ノ和同セサル可キ勢、預シテ洞察ス可キ
ニ至リテハ、已ムヲ得ス、其ミニステルヲ罷免ス
ルノ外、決シテ他術アルナレ、而テ其處分ニ至
テハ、或ハ君主之ヲ罷免レ、或ハミニステル自ラ
解職ヲ求ム可シ、兩様共ニ必自由ナルヲ要ス、

君主ハ必^ミニステル^ルノ建議ヲ俟^ツテ要スルノ理
 ハ決^シテ之^ヲアラス、又預^メノ自己ノ意見ヲ示^シテ
 ミニステル^ルヲ静^ニ之^ヲ熟思^ヒ、其施行ノ方
 法ヲ設定^シテ、以テ上聞^セレヌ、而^テ其可否得失
 ヲ裁定^スルノ權アリ、但^シニステル^ルハ、必^シ自己ノ
 所見ヲ君主ニ建白^シ、又君主ノ處分、或ハ不正不
 當ノ^トアレハ、之^ヲ諫諍^シ、君主若^シ之^ヲ聽カサル
 片ハ、已^ムテ得^ス連署^ヲ辭^ヒ、其事ヲ輔佐^セサル
 ヲ以^テ、自己ノ義務^ト為^ス可^キ
 日常小事ノ如^キハ、政令ノ要務ナラサルヲ以^テ

君主專^ラ之^ヲミニステル^ルニ委託^シテ、通例之ニ
 關^セサルヲ善^トス、但^シニステル^ル事ヲ施行^スル、
 或ハ粗漏ニ涉^リ、又ハ專恣ノ處分ヲ為^ス等ノ恐
 アラハ、小事ト雖モ、君主必^シ親カラ之^ヲ聞知^セサ
 ル可^ラス、○政令諸務ノ方法ヲ一致^セレヌテ、互^ニ
 ニ睽離^セサラレハ、及ヒ公衆安寧ノ術ヲ營^ム等
 ノ如^キ、大政務ニ至^リテハ、君主必^シ怠慢ナク、丁寧
 綿密ニ注意^シ、而^テ其力ノ及^フ限^リハ、必^シ自^ラ主
 トナ^リテ、之^ニ從事^スルヲ要^ス、但^シニステル^ルノ
 輔佐ヲ假^ルハ、固ヨリ當然ナリ、總^テ君相ノ際、互^ニ

ニ其處分ニ就テ、隱秘スルハ、甚不可ナリ、

〔第五〕君主實ニ施行セント欲スル政令ノ文書ニハ、必、其事ニ參與セルニニステル、君主ト共ニ連署スルヲ要ス、若、此連署ナキ文書ハ、未、眞實ノ政令タルヘキ形貌ヲ得サル者トス、ニニステル斯連署ヲ為スルハ、之ニ由テ、其處分ヲ保任スルノ義務ヲ負フ可シ、故ニ若、其處分ノ不正不當ナルカ為メニ、他日罪ヲ受ルコトアルニ方リテ、嘗テ特ニ君命ニ由テ、處分セル由ヲ辨スル比、決レテ其罪ヲ免カル、能ハサルコト當然ナリ、總テニニステ

ルタル者ハ、敢テ君主ノ非ヲ舉ケテ、自ラ其罪ヲ遁ル可ラス、政令處分ノ惡キハ、全、自己ノ罪ナリト為シ、又其處分ノ仁善ニレテ、公衆ノ之ヲ感戴スルニ至ルハ、全、君主ノ功ナリト為スヲ要ス、ニニステル保任ノ形狀ニ數種アリ、

〔甲〕公論

マハニトリハ、マイヌンニ對レテ保任ス

可シ、凡、出版ノ自由ヲ許セル國ニ於テハ、天下千万ノ眼目、悉クニニステルノ舉動ヲ注視ス、出版自由ノ國ニテハ、新聞ヲ以テ、善惡ニ就キ、ニニステルノ舉動ヲ、公告スルカ故ニ、天下悉ク之ヲ知テ、論スル、故ニ其一舉一動、直ニ天下ノ評論ニ

掛ラサル者ナシ、殊ニミニステルヲ讐視スル黨
與ノ論ニ至テハ最モ其盛ヲ極ム、方今各國共ニ、
君主其處分ヲ保任セサルノ規律アリト雖モ、此
規律決シテミニステルノ罪ヲ掩フ能ハス、且、繼
令、君主言ヲ設ケテ、ミニステルノ非ヲ庇護セン
ト欲シ、某處分ハ、決シテ獨、ミニステル自己ノ意
ニ出ルニアラス、他特ニ吾意ヲ體シ、吾命ヲ奉シ
テ、行フ所ナリト説クト云フ氏、亦決シテミニス
テルヲ救フニ足ラサルナリ、

〔乙〕兩院ニ對シテ保任ス可シ 兩院ハ、公衆ニ代

リ、其不平ノ意ヲ遞傳シテ、君主ニ告訴スルノ權
利アリ、且、專ラ其事ヲ處分セシメニステルニ、處
分ノ嫌疑スヘキ所以ヲ、告述スルノ權利アリ、
ミニステル若シ兩院多數ハ、カールハイト、デノ望
ヲ失フ所ハ、國家ノ為メニ甚、重害タリ、何者、形勢
此ノ如クナルニ至ル所ハ、兩院ミニステルノ處
分ニ就キ、其方法ヲ准許スルヲ欲セサルカ故ニ、
繼令、其方法中、公衆ノ為メニ仁善ナルヲアルモ、或
阻閣セラレテ、遂ニ行フ能ハサルニ至レハナリ、
是故ニミニステル大ニ、兩院ノ嫉惡ヲ受ケテ、遂

ニ銷ス可ラサルニ至リテハ、已ムヲ得ス其職ヲ
 罷免スルノ外、他術アルナシ、去レ此決シテ、
 國法ノ規律タルニハアラス、既ニ各國ニ於テ、唯
 兩院少數デミシカムハイト、ノ左袒ヲ得タルニ
 ステ、多數ノ嫉惡ヲモ顧ミス、猶多年ノ間、自若
 トシテ其職ニ止マリシ例少カラス、○英國ニテ
 ハ、往昔ヨリ巴力門政令バルラメンツレギール
門ノ威權ニシテ、專ラ政令ノ實權ヲ握ルハ、法行ハレテ、巴力門ノ威
 權、威強ナルヲ、實ニ驚クニ堪タリ、蓋若他ノ立憲
 各國ニ於テ、巴力門ノ威權、此ノ如ク威強ニ過ル

キハ、殆ト治安ニ害アルヤ、必然ナリト雖モ、英國
 ニテハ、此法却テ治安ニ益アリ、故ニミニステル
 若、巴力門ノ為、ニ一敗ヲ取ルコトアレハ、動モスレ
 ハ、其職ヲ辭スルニ至ルコト、從來ノ風習トナレリ、
 然ルニ此國ニ於テスラ、古來二三ノミニステル
 ハ、大ニ下院ノ嫉惡ヲ受ケテ、尚且數年間、能ク政
 柄ヲ握リタリキ、例ハ賢相ビットト一十七百五十八
百零六年ノ如キ則是ナリ、○蓋若大地各國ニ
ニ死ス、テ、ミニステル一敗ヲ取ル毎ニ、輒チ其職ヲ辭ス
 ルノ風習アルキハ、國家ノ為、ニ甚不利ナル可シ

ト雖モ、英國ニテハ、却テ不利ナラサルハ、何レ、英國ニテハ、君主及、兩院ノ信ヲ兼テ得タル人傑少カラス、且、此國ニテハ、國家ノ礎石トナリテ、強盛ノ威權ヲ備フル者ハ、貴族、富人、及、識者ニシテ、貴族ハ、父祖ノ品行ヲ墜サンヲ恐レ、富人ハ、自己ノ利ヲ失ハシムヲ恐レ、識者ハ、其道ニ背カンヲ恐ル、カ為レ、輕舉暴動ヲナシテ、敢テ政府ニ抗拒セント欲スルノ意アラサレハナリ、然ルニ大地ノ羅馬人種各國、及、日耳曼人種各國（按前冊ノ如キハ、未タ英國ノ如ク、真ノ靜寧ヲ得ル能ハスレ

テ、殊ニ平民（按殊ニ貧賤無ノ權甚強大ニ過ルヲ識ノ徒ヲ云、以テ、縱令、（シニステル一旦兩院多數ノ嫉惡ヲ受ルヲアリテ、敢テ之ヲ顧ミス、自若トシテ其職ニ止マルヲ緊要トス、但、（シニステル若終始多數ノ嫉惡ヲ受ルニ至リテハ、勢復、其職ニ居ル能ハルハ論ヲ俟タス、

○當時下院君主ニ抗疎シテ、左ノ旨ヲ述タリ、曰ク、政府若、（ホルクニ卷之六上ノ代者タル臣等ノ信セサル政令ヲ執テ、敢テ改メサルハ、必、國家ノ安寧ヲ害ス可シト、（按蓋、（ビトヲ惡テ、此

然ルニピット其後遂ニ天下ノ信ヲ得タリ、故ニ
 下院改選ノ後ニ及テハ、其多數悉クピットニ左
 袒スルニ至レリ、（按）方今普國ノ賢相俾思參ノ
 如キモ、其初ノ甚人望ヲ得サノ
 望ヲ得ルニ至レリトゾ、（リ）カ、方今ハ殆、全國ノ人
 是故ニ通例ノ景狀ヲ以テ論スレハ、（ミ）ニステル
 トナリテ、國務ヲ掌ルヘキ者ハ、必ス君主及、兩院ノ
 信ヲ得ル者ナル可シ、

〔丙〕國事ノ告訴カスタリゲ、アルニ方リテハ、國事法
 院ゲスリフト、ニ對シテ、保任ス可シ、國事ノ告訴
 フ為スノ法ハ、各國ニ於テ相殊ナリ、或ハ各院各

自ニ之ヲ為レ得ルノ國アリ、或ハ獨リ百姓院ルホ

〔按〕即下院ナリ、之ヲ為シ得ルノ國アリ、或ハ兩院

合シテ、始テ之ヲ為レ得ルノ國アリ、唯兩院合シテ

始テ告訴ヲ為レ得ルノ國ニ於テハ、告訴ノ事甚

限制セラル、ナリ、（按）蓋、兩院ノ論、一致セサレハ、
 告訴ヲ為レ得サレハナリ、

○又此ノ如キ告訴ノ審判ヲ掌ルヘキ官ニ至リ

テモ、各國復、相同レカラス、或ハ上院之ヲ掌ル、或

ハ別種ノ國事法院之ヲ掌ル、（卷ノ五、第十一、第十

ハ別種ノ國事法院之ヲ掌ル、（卷ノ五、第十一、第十

〔第六〕（ミ）ニステルノ政令ニ關セル保任（ホ）セハルチ

リトヲカイト、ハ、其法律ニ關セル保任ハ、ユリスチヤ
 フカイト、トハ、相異ナリ、政令ニ關セル保任ノ制、
 全備セル國ニ於テハ、ミニステル唯見ル所ヲ懲
 リ、不當ノ政令ヲ為セシ時ト雖、亦得テ之ヲ告
 訴スルヲ許スカ故ニ、ミニステル必、其處分ノ保
 任ヲ辨解セサル可ラス、之ヲ政令ニ關セル保任
 ノ辨解ト云フ、但、ミニステル若、現存ノ法制(國憲
 及、憲法)ヲ毀損シ、及ヒ罪科ヲ犯セシ時ニアラサ
 レハ、決シテ法律ニ關セル保任ノ辨解ヲ為スヲ
 要セス、○是故ニ、政令ニ關セル保任ノ辨解ハ、縱

令、ミニステル背法ノ罪科ナレト雖モ、其理治不
 當ニシテ、國家ノ安寧ヲ營ムニ足ラサル時ニ於
 テ為ス可ク、又法律ニ關セル保任ノ辨解ハ、唯法
 ニ戾レルヲ為セシ時ニ於テ、ミニステル若、右二様ノ保任ニ背
 瑞典國ニテハ、ミニステル若、右二様ノ保任ニ背
 ケルキニハ、別ニ其告訴ヲ掌ルノ官アリ、乃チ
 ニステルノ政令不當ナル時、及、現存ノ法制ニ背
 ケル時ニ於テハ、共ニステル^按即代國ノ一部
 局之ヲ告訴スルヲ得、瑞典國ニテハ、代國府中
 掌セシム、其中國憲ヲ保護スルヲ掌ル一局アリ、
 此局即ミニステルノ罪過ヲ告訴スルヲ掌ルナリ、

リ、但、政令不當ナルハ、之ヲステンデ〔按〕代國府
 云ニ告訴シ、若、國憲及憲法ニ背戾セルヲアルキ
 ハ、スターリツアーレンワルト〔按〕罪犯者ヲ逮捕シ、及
 ル官ナリ、卷之八ノ紹介ヲ以テ、之ヲオイベル
 第四款ニ詳ナリ、〔按〕最高ニ告訴スルヲ得ルナ
 タル、ゲリフツホフ〔按〕法院、
 リ、○ステンデ其一部局ヨリ告訴セシ旨意ヲ思
 量シテ、若、理アリトスルキハ、其事ヲ君主ニ聞シ、
 告訴セラレタルヲリト、〔按〕議政若クハスターリツ
 セクレテール〔按〕ルナリ、〔按〕罪ニテ請フノ權ア
 リ、凡、ラリトタル者ハ、能ク其任ニ堪ユヘキ材能

ヲ具ヘ、且、能ク實際ニ練磨シ、兼テ公正廉ニシ
 テ、能ク天下ノ人望ヲ得ルヲ要スルヲ、國家ノ憲
 法ナリ、故ニ若、其政令不當ナルカ為、ニ告訴セラ
 ル、キハ、既ニ天下ノ人望ヲ失フヲ明瞭ナルヲ
 以テ、仍長ク其職ニ在ル能ハサルヲ、固ヨリ明ナ
 リ、○但、國事法院〔按〕ダリトツハ、法律ノ規律ヲ以テ、
 其犯人ノ罪科ヲ審判シ、而シテ之ニ法律上定ム
 ル所ノ刑ヲ加フ、
 英國ニテハ、右論スルカ如ク、政令ニ關セル保任
 ト、法律ニ關セル保任トノ別ヲ立ルヲナシ、故ヲ

子ニ委スル法ナリ、余カ所見ヲ以テスレハ、此法

蓋英國ノ法ノ全備セル者ナラン、

○英國ノ法學士中、或ハ尋常刑法ノ理ニ由テ、唯罪犯アル時ニ於テノミ、保任ノ法ヲ用ヒ、其餘ハ之ヲ用ヒサルノ規律ヲ立テント欲セル者アリシカモ、此論遂ニ行ハレサリキ、

佛國ニテハハニニステル唯國家ニ對セル罪犯ニ對セル罪犯ト相異リ、佛國ニテハハニニステル唯國家ニ對セル罪犯ニ對セル罪犯ト相異リ、院之上院ニ告訴スルノ法アリ、但、又政令不當

ナルノ罪モ亦、國家ニ對セル罪犯ノ部ニ屬スル

トトナセリ、凡、告訴スヘキ罪ハ、第一ニ、謀叛ノ罪、

ハルラソト、ハルラソト、即、總テ君主、及、國家并ニ國憲

ヲ危ウスルヲ云、第二ニ、民財ヲ剝奪スルノ罪、ヲ危ウスルヲ云、第二ニ、民財ヲ剝奪スルノ罪、

ブレックスンダ例語ニ、即、法ニ背イテ、稅斂ヲ厚ウシ、ブレックスンダ例語ニ、即、法ニ背イテ、稅斂ヲ厚ウシ、

賄賂ヲ貪リ、官金ヲ私賍スル等ノ、復、之ニ屬ス、

第三ニ、忠義ヲ捨テ、其職掌ニ背クノ罪、第三ニ、忠義ヲ捨テ、其職掌ニ背クノ罪、

リカ、リカ、其他總テ憲法ニ背戾スル罪、

權威ヲ恣ニスル罪、并ニ總テ國家ノ公益公利ヲ

損害スル罪、損害スル罪、按、政令不當等、並ヒニ亦之ニ屬ス、

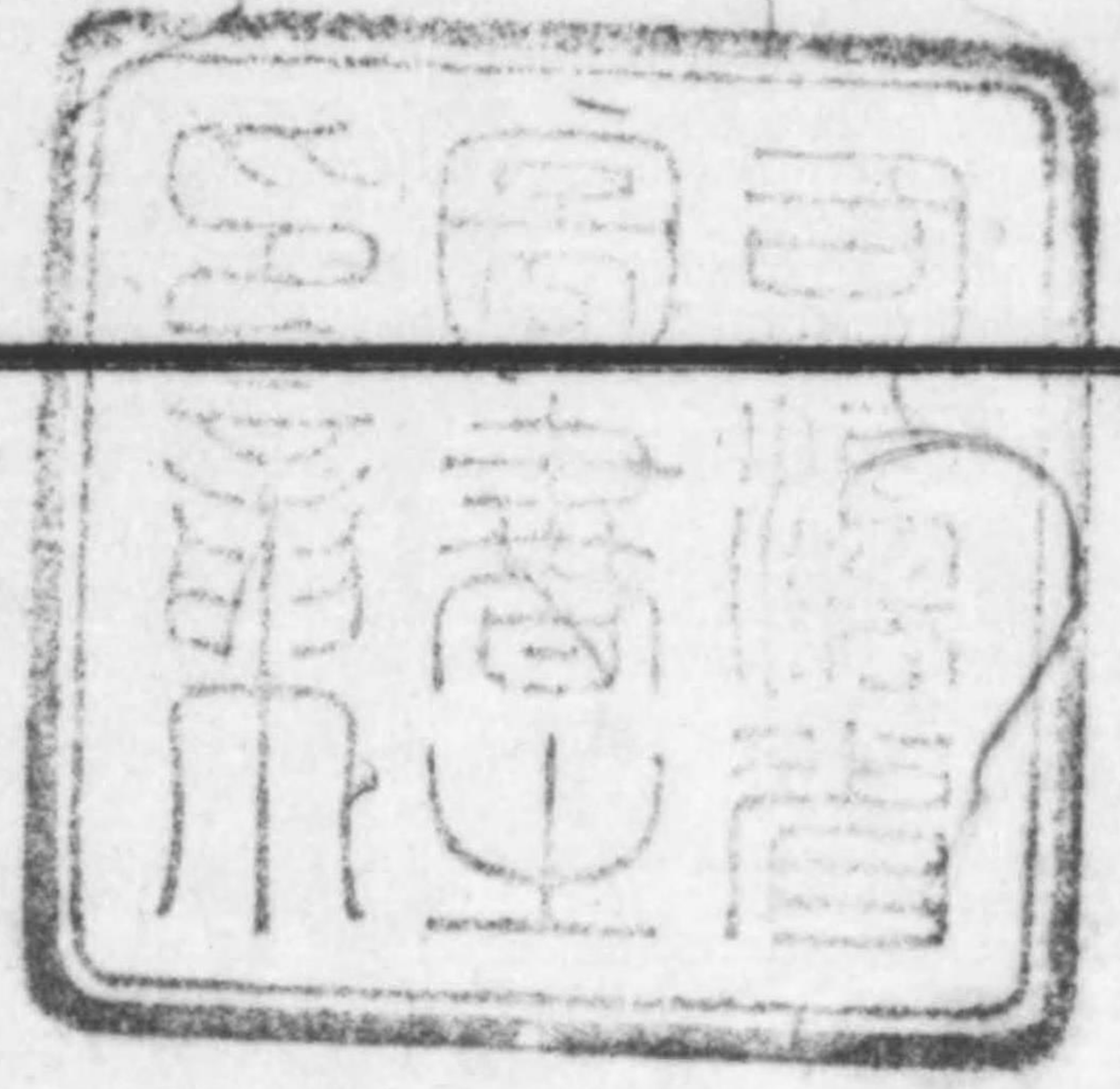
獨乙ニテハ從來專ラ法律ニ背ケル罪ニ著眼シ
テ、政令ヲ害セル罪ニ、注意スルヲ甚クシ、是故ニ
其審判ヲ以テ、唯國事法院ニ任シテ、嘗テ政府ニ
任スルヲナシ、

〔第七〕ミニステルノ保任、有名無實トナラサルヲ
要スルカ故ニ、各國共、近今ノ國憲ニ於テハ、君主
ミニステルノ罪過ノ查問ヲ停止スルノ權、及其
既ニ審判セル罪ヲ赦ス等ノ權利ヲ限制シ、或ハ
廢棄シタリキ、○〔按〕君主查問ヲ停止シ、或ハ罪ヲ
テニ詳

○比耳時ノ國憲第九十一章ニ云、カサチオオン
スホフ法院、〔按〕上等ニニステルノ罪ヲ審判スル片
ハ、立法府ノ一院、其赦罪ヲ請フニアラサレハ、
君主敢テ之ヲ赦ス可ラスト、

大井潤一 校

國法汎論卷之七 上終



國法流言

卷七

天部

昭和四年
〇第 3061 圖
11月1日受入

00
2
4